

会 議 録 目 次

平成29年第6回海田町議会定例会（第1日目）

平成29年12月5日（火）午前9時00分開会

日程第1	会議録署名議員の指名について……………	5
日程第2	会期の決定について……………	5
日程第3	諸般の報告……………	5
	①議会報告……………	5
	②行政報告……………	6
日程第4	同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について……………	9
日程第5	承認第2号 専決処分をした事件の承認について（平成29年度海田町 一般会計補正予算（第4号））……………	10
日程第6	一般質問	
	○多田雄一議員……………	11
	○佐中十九昭議員……………	20
	○住吉秀公議員……………	36
	○兼山益大議員……………	57
	○富永やよい議員……………	71
	○下岡憲国議員……………	78
	（延 会）……………	96

平成29年第6回海田町議会定例会

会議録(第1号)

1. 招集年月日 平成29年12月5日(火)
2. 招集の場所 海田町議会議事堂
3. 開会(開議) 12月5日(火)9時00分宣告(第1日)

4. 応招議員(16名)

1番	小田久美子	2番	竹本誠
3番	富永やよい	4番	大高下光信
5番	大江康子	6番	兼山益大
7番	下岡憲国	8番	住吉秀公
9番	宗像啓之	10番	久留島元生
11番	岡田良訓	12番	多田雄一
13番	崎本広美	14番	前田勝男
15番	佐中十九昭	16番	桑原公治

5. 不応招議員
なし

6. 出席議員(16名)

1番	小田久美子	2番	竹本誠
3番	富永やよい	4番	大高下光信
5番	大江康子	6番	兼山益大
7番	下岡憲国	8番	住吉秀公
9番	宗像啓之	10番	久留島元生
11番	岡田良訓	12番	多田雄一
13番	崎本広美	14番	前田勝男
15番	佐中十九昭	16番	桑原公治

7. 欠席議員

なし



8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	西田祐三
副町	長	胡家亮一
企画部	長	鶴岡靖三
総務部	長	丹羽勤
福祉保健部	長	湯木淳子
建設部	長	久保田誠司
総務部	次長	門前誠司
福祉保健部	次長	伊藤仁士
建設部	次長	龍岩広幸
企画課	長	山崎純
魅力づくり推進課	長	宮垣将司
財政課	長	吉本真
税務課	長	近森茂
生活安全課	長	脇本健二郎
住民課	長	水川綾子
社会福祉課	長	新藤正敏
こども課	長	森川雅枝
保健センター	所長	森原知美
建設課	長	木村生栄
上下水道課	長	早稲田誠
会計管理者		中下義博
教育	長	田坂裕一
教育	次長	石川直之
学校教育課	長	小林伸二
生涯学習課	長	森原宏生
学校教育課	教育指導監	森山真文

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	中 川 修 治
主 任	戸 成 正 考
主 事	木 村 俊 英

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

10. 議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- ①議会報告
- ②行政報告
- 日程第4 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 日程第5 承認第2号 専決処分をした事件の承認について（平成29年度海田町一般会計補正予算（第4号））
- 日程第6 一般質問
- 日程第7 第32号議案 町道の路線の認定について
- 日程第8 第33号議案 広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第9 第34号議案 海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 第35号議案 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 第36号議案 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 第37号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 第38号議案 海田町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 第39号議案 平成29年度海田町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第15 第40号議案 平成29年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 第41号議案 平成29年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 第42号議案 平成29年海田町介護保険特別会計補正予算（第2号）

- 日程第18 第43号議案 平成29年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 第44号議案 平成29年海田町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第20 発議第11号 海田町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 発議第12号 日本政府に対し「核兵器禁止条約」に署名・批准を求める意見書案
- 日程第22 発議第13号 道路整備に係る補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書案
- 日程第23 発議第14号 「ニッポン一億総活躍プラン」を地域社会で実践するシルバー人材センターへの支援を求める意見書案
- 日程第24 発議第15号 「ニッポン一億総活躍プラン」を地域社会で実践するシルバー人材センターへの支援を求める決議案

~~~~~〇~~~~~

## 11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議長（桑原）皆さん、おはようございます。本日は大変御苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は16名でございます。定足数に達しておりますので、平成29年第6回海田町議会定例会を開会いたします。

なお、本日は地方自治法第121条の規定により、町長、教育長、及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。

また、本日は報道関係者のカメラ等の撮影を許可しておりますので、御了承ください。

直ちに本日の会議を開きます。この際、町長から発言の申し出がございますので、これを許します。西田町長。

○町長（西田）皆さん、改めまして、おはようございます。

本日、平成29年第6回海田町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の各位には御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。本定例会には同意1件、承認1件、町道認定1件、規約変更1件、条例改正5件、補正予算6件の議案を提出しております。

議員の皆様におかれましては、十分にご審議いただきまして、是非とも議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、本定例会の招集に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日

程第24に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より9番、宗像議員、10番、久留島議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月11日までの7日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月11日までの7日間と決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議会報告でございますが、議会の動きとしてお手元に配付しております9月定例会以降の主なものについて報告をさせていただきます。

まず、10月20日に平成29年第2回広島県後期高齢者医療広域連合議会の定例会が開催されましたので、本議会選出の議員でございます久留島議員から議会の概略について報告を求めることにします。久留島議員。

○10番（久留島） 平成29年10月20日に平成29年第2回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されましたので、本議会選出の私から、議会の概略について御報告いたします。

後期高齢者医療広域連合議会定例会におきましては、人事案件1件、決算案件1件、条例案件1件及び予算案件2件が提案されました。

まず、人事案件として、議案第12号、監査委員の選任については呉市議会議員の渡辺一照氏が全会一致で選任されました。

次に、決算案件として議案第13号、平成28年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定につきましては、一般会計歳入総額10億972万1,027円、歳出総額10億966万8,685円、歳入歳出差引残額5万2,342円となり、また、特別会計歳入総額3,900億6,347万2,709円、歳出総額3,826億2,901万9,588円、歳入歳出差引残額74億3,445万3,121円と

し、それぞれ全会一致で認定されました。

次に、条例案件として、議案第14号、広島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正が全会一致で可決されました。

続いて、予算案件として平成28年度の決算剰余金を繰越金として歳入予算に計上するとともに、歳出で財政調整基金積立金を計上することに伴う、議案第15号、平成29年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第1号、平成28年度市町負担金、国庫負担金等の精算に伴う追加納付または返還金等をそれぞれ歳入歳出予算に計上することに伴う、議案第16号、平成29年度広島県後期高齢者医療特別会計補正予算第1号が全会一致で可決されました。

なお、関係資料は議会事務局に保管しておりますので、御覧いただきたいと思っております。以上で、平成29年第2回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会についての報告を終わります。

○議長（桑原）次に、11月22日に第61回町村議会議長全国大会が開催され、私が出席をしました。

続きまして、10月3日から4日まで議会運営委員会が所管事務県外調査を実施され、報告書が提出されておりますので、御参照ください。

なお、10月24日から25日まで総務文教委員会が県外調査を実施されましたが、この件については、次の定例会で報告する予定です。

また、9月定例会以降の常任委員会調査等実施状況を議会の動きに添付しておりますので、併せて御参照ください。

以上で、議会報告を終わります。

続きまして、行政報告について、町長より申し出がございますので、これを許します。町長。

○町長（西田）それでは、9月定例議会後の行政執行の状況について御報告いたします。

初めに新庁舎整備についてでございますが、町民や来庁者の皆様を対象としたアンケート調査を実施するとともに、庁内プロジェクト会議で検討を行い、基本計画の素案をまとめております。内容につきましては、改めて特別委員会で御説明させていただきたいと考えております。

続きまして、広島中央地域連携中枢都市圏についてでございますが、9月定例会において議決を頂きました連携協約について、10月16日に締結式を開催し、連携協約を締結

いたしました。

次に、災害時支援協定の締結についてでございますが、10月16日に防災資器材の支援について株式会社アクティオと、11月17日に医薬品、医薬部外品等の支援について株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本、ウォンツ海田栄町店と協定を締結しました。

続きまして、10月1日に地震を想定した平成29年度海田町総合防災訓練を海田中学校で実施しました。当日は、行政及び民間の21機関、車両53両、地域住民の方々をはじめ、総計454名の参加を得て、被害情報の収集伝達訓練、避難所の開設・運営訓練、救護所の開設・運営訓練、災害広報訓練、住民避難行動訓練、救援物資の搬入訓練、火災対応訓練、倒壊建物からの人命救助訓練、ライフライン復旧訓練を行いました。日頃、一緒に活動することの少ない関係機関が一堂に会し、訓練を実施することで、その連携調整要領を確認し、災害時に即応できる体制を構築するとともに、防災意識の高揚及び地域防災力の向上を図ることができました。

次に、台風対応についてでございますが、台風18号の接近により、9月17日に高潮警報が発令されたことに伴い、避難準備情報、高齢者等避難開始を発令し、避難所を開設しましたが、特に被害はございませんでした。また、10月21日に接近した台風21号については、断続的に降り続く雨により、瀬野川の水位が上昇しましたが、避難準備情報、高齢者等避難開始を発令する基準水位に到達することはございませんでした。注意体制を確保した上で定期的に町内パトロールを行いました。特に被害はございませんでした。

続きまして、10月6日には、かいた版ネウボラのオープニングイベントを開催しました。当日は延べ500人の親子をはじめ、多くの方々にリニューアルしたひまわりプラザの見学やベビーマッサージなどの事業の体験をしていただき、かいた版ネウボラ事業の周知を行いました。

次に、10月14日に安芸区と合同で第5回瀬野川健康ウォーキングを開催しました。当日は町内外合わせて420名の参加があり、瀬野川の自然を満喫しながらのウォーキングとともにゴール地点では健康相談やスポーツ体験等を通じて、健康増進を図りました。また、スタンプラリーや抽選会にも多数の参加があり、盛況のうちに終了することができました。

続きまして、11月26日にはひまわりプラザ周辺で福祉保健まつりを実施しました。当

日は延べ1万人の皆様にご参加いただきました。暮らしに活かしていただけるよう、健康や子育ての情報を発信するとともに、子育てや健康の大切さについて皆様に体験していただく機会になったと思っております。

次に、9月18日の敬老の日に合わせて、長寿を祝福し、敬老の意を表するため、77歳、88歳及び100歳以上の401名の方に対して敬老祝い金を、75歳以上の3,325名の方に対しては敬老祝い品として海苔をお贈りさせていただきました。平成29年度中に100歳以上になれる20名のうち4名の方を私が直接訪問し、お祝いをさせていただきました。なお、平成29年度に100歳を迎える2名の方には、内閣総理大臣からお祝い状及び銀杯が贈られました。

次に、広島県が実施する土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定についてでございますが、海田東小学校区において平成29年11月30日付けで指定が行われました。

続きまして、建設事業に関する要望活動についてでございますが、11月8日に安全安心の道づくりを求める全国大会に参加し、広島県選出国會議員に、道路事業の推進と関連予算の確保について要望活動を行いました。

次に、11月20日に治水事業促進全国大会に参加し、広島県選出国會議員及び国土交通省に、治水事業の推進について要望活動を行いました。翌日11月21日には平成29年度都市基盤整備事業推進大会に参加し、街路事業、連続立体交差事業、土地区画整備事業の都市基盤整備の推進について、広島県選出国會議員に、予算確保と事業促進の要望活動を行いました。また、同日に、本町で事業中の東広島バイパス、広島南道路、尾崎排水機、瀬野川高潮対策、急傾斜地崩壊対策、これら四つの事業の整備促進と、西ノ谷川における砂防事業の早期着手について、国土交通省を訪問し、要望活動を行いました。今後もこれらの事業が早期に完成されるよう、継続して要望活動を行ってまいります。

次に、10月9日に海田中学校グラウンドで体育の日記念事業スポーツ交流会を開催しました。当日は天候にも恵まれ、354名の参加者がグラウンドゴルフを楽しみながら、健康増進を図ることができました。

続きまして、10月28日、29日の両日、海田東公民館で公民館祭りを開催しました。あいにくの天気でしたが、2,500名の来場があり、会場では、芸能祭、美術展など公民館の各講座生の方々の日頃の成果を披露されていました。

続きまして、11月13日には、ひまわり大橋で、心の元気を育てる地域支援事業の取り組みとして6校合同あいさつ運動を行いました。海田高等学校と広島国際学院高等学校

の生徒や教職員も参加し、総勢130名以上の活動になり、挨拶で海田町を元気にしているという機運の醸成につながりました。

以上、簡単ではございますが、行政執行状況の主なものについて報告いたしました。

○議長（桑原）以上で行政報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第4、同意第4号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）同意第4号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について。固定資産評価審査委員会委員であります河崎康次さんの任期が平成30年2月3日をもって満了することに伴い、委員の選任の同意をお願いするものでございます。同意をお願いする者の氏名は、引き続き、河崎康次さんでございます。経歴につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）同意第4号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について御説明いたします。議案書の1ページをお開きください。現固定資産評価審査委員会委員の河崎康次さんの任期が平成30年2月3日をもって満了となることに伴いまして、引き続き、河崎康次さんを固定資産評価審査委員会委員としてお願いするものでございます。固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、地方税法第423条第3項の規定において、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者、または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから議会の同意を得て、町長が選任することとなっております。

それでは、河崎康次さんの経歴について御説明いたします。生年月日は昭和24年11月24日で、現在68歳でございます。住所は議案書に記載のとおりでございます。職歴でございますが、昭和50年4月に広島県庁に採用され、平成22年3月に定年退職をされております。平成23年9月から平成25年1月まで不動産会社の代表を、平成24年10月から行政書士事務所の代表として現在に至っております。また、平成27年2月から海田町固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております。こういったことから、固定資産に関する知識も有しており、適任であると判断し、選任の同意をお願いするものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、同意第4号について採決を行います。お諮りいたします。同意第4号についてはこれに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、同意第4号についてはこれに同意することに決定いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第5、承認第2号、専決処分をした事件の承認についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）承認第2号、専決処分をした事件の承認について。平成29年度海田町一般会計補正予算第4号につきましては、衆議院議員総選挙に関する経費の増額の予算措置を行うものでございます。特に緊急を要するため、9月28日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、承認第2号、専決処分をした事件の承認について御説明いたします。議案書の2ページ、3ページをお願いいたします。承認第2号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年9月28日に専決処分した平成29年度海田町一般会計補正予算第4号を報告し、町議会の承認を求めるとでございます。専決処分につきましては、衆議院の解散に伴い、10月22日執行の衆議院議員総選挙を実施するため、必要な予算の補正を専決処分させていただいたものでございます。

次に、議案書の4ページをお願いいたします。専決処分した補正予算につきましては、規定の歳入歳出予算の総額に1,086万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を97億7,216万円とするものでございます。

続きまして、専決処分した補正予算の内容について資料1の平成29年度補正予算説明書により、歳出から御説明いたします。資料1の3ページ、4ページをお願いいたしま

す。総務費、選挙費において衆議院議員総選挙の実施に必要な職員給与費事業451万1,000円、総選挙執行事業635万5,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳入について1ページ、2ページをお願いいたします。選挙費の財源として全額衆議院議員総選挙費委託金を活用するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、承認第2号について採決を行います。お諮りいたします。

承認第2号については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、承認第2号は、原案のとおり承認することに決定いたします。

暫時休憩をします。再開は9時45分です。

~~~~~○~~~~~

午前9時27分 休憩

午前9時45分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がございますので、受付順に順次発言を許します。12番、多田議員。

○12番（多田）12番、多田です。本日は2点質問をいたします。

まず1点目、Jアラート、緊急地震速報と避難計画。小中学校の登下校時にJアラートや緊急地震速報が発令された場合、どこに避難すればいいのかと不安だという声があります。子ども女性110番の家のような民家やビルを募集して、子どもたちの一時避難場所にできないでしょうか。まだ在校している場合の避難対策はどうされますか。町民の避難について具体的に考えているのでしょうか。避難所については住民のことは考え

ているでしょうが、我が町に通勤通学で来られている人たちも、帰宅困難者として避難所に来る可能性があります。このような人たちを一時的に収容する場所、備蓄を考えておく必要があると思いますが、どうでしょうか。

2番目、ICT教育。ICT教育の重要性については何度も質問してきましたが、その後、検討をされたのでしょうか。タブレット端末の導入はもちろんですが、電子黒板についても同時に導入することで効果がより挙げると考えます。それと、教室とパソコンルームを結ぶLANも整備すべきだと考えるがどうでしょう。

以上、2点です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）多田議員の質問の1点目の学校関係部分と質問の2点目については教育委員会から、それ以外については私から答弁いたします。

まず、町民の避難については、Jアラート等により弾道ミサイル情報が伝達された場合の避難要領は、屋内避難が原則ですが、その要領について国から通知されたものを町ホームページへ掲載するとともに、公共施設へのポスター掲示や自治会でのチラシの回覧などにより、町民に対して周知に努めております。また、Jアラートにより、緊急地震速報が伝達された場合については、全国瞬時警報システムによる緊急地震速報伝搬訓練及び一斉地震防災訓練の中で、大地震の際に、自分自身の体を守る安全行動を訓練するとともに、平成29年度海田町総合防災訓練では自治会の参加の下、地震想定の種類訓練を実施して、町民の防災意識の向上を図ったところでございます。帰宅困難者への対応については、避難や備蓄についても海田町地域防災計画においてそれぞれ想定し、計画しております。大規模な災害が発生した場合の帰宅困難者対策として、町民に対し、帰宅困難者に対する広報を行うとともに、帰宅困難者へは交通情報等を提供し、必要な場合は適切な避難所へ誘導するよう計画しております。また、備蓄品については海田町地域防災計画の中で、備蓄対象者の避難者数の中に帰宅困難者も入っているところでございます。

それでは、学校関係部分とICT教育については教育委員会から答弁いたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（田坂）多田議員の質問に答弁いたします。Jアラート、緊急地震速報と避難計画についての質問でございますが、Jアラートが発令された際の学校の対応については、9月に教育委員会において対応マニュアルを作成し、各校に周知するとともに、児童生

徒への指導について依頼をしたところでございます。その中で、在校中で屋内にいる場合には、できるだけ窓から離れる、できれば窓のない部屋へ移動するという対応を行うように、児童生徒に指導しております。また、登下校中など屋外にいる場合には、危険回避行動として、近くの建物の中、または地下に避難する。近くに適当な建物がない場合は物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守るよう指導しております。子ども女性110番の家の活用につきましては、関係者と必要な協議を行い、対応を検討してまいります。

次に、ICT教育についての質問でございますが、現在、タブレット端末などのICTを、社会生活の中で日常的に使用する世の中となっており、児童生徒の学習環境を整備する上でその充実が求められております。電子黒板を含め、これらの機器を整備するに当たっては、各校からの要望を踏まえつつ、その効果的な活用方法等を研究し、計画性を持って導入を検討することが必要であると考えております。こうしたことを十分考慮した上で、次年度以降の整備方針をまとめてまいります。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）では、再質問をいたします。

このJアラートについて、帰宅困難者の件でございますが、これは、実はこの間、自治会連合会で倉吉市に研修に行かせていただきました。その際に、市の担当者の方から帰宅困難者が避難所に来られて、住民の方が入れない状況があったというふうにおっしゃられました。当然、備蓄品も足りなくなるという形で、海田町さんもその辺はよく考えられた方がいいですよというアドバイスを頂きましたので、質問させていただきました。防災計画の方で、一応、それについて盛り込まれているということなんですが、どの程度の人数を予定されているのでしょうか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）帰宅困難者につきましては、南海トラフ巨大地震のときに最大で1,851人と予測されております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）それは県の数字かな。実際、今、海田町の置かれる現状を見たら、国際学院高校の生徒だけでもおそらく1,000人近い人数がいると思うんですよね。各企業に来られている人を含めると、1,800人どころじゃない、多分、1万人近くいらっしゃるんじゃないかと思うんですけど、1,800人という数字の根拠というのは御存じですか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）この数字は、ちょっと正式のタイトルは忘れましたが、広島県が平成25年に出しました南海トラフ等の地震に対する被害想定資料の中に、この数字が海田町の分として記載されているものでございます。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）ちょっとその根拠がよく分からないんだけど、おそらく今私が言いましたように、高校生だけでも多分1,000人以上いらっしゃると思いますし、そのほかの企業を含めると、相当数の、1万人はちょっと大げさかも分かんけど、相当数の人がいらっしゃると思うんです。1,800人ぐらいの想定じゃなくて、やっぱり、現実に対応を取らないと、この前の倉吉の担当者の方が言われたように、避難所においても住民の方が入れないような状況がもし出てきたときに、そこから対応するというんじゃ、なかなか難しいので、その辺の想定もするべきじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）帰宅困難者につきましては、2通りパターンがある、何通りかパターンがあると思うんですけども、いわゆる企業、学校というふうに帰宅困難に行く前にその滞留する場所がある方と完全に旅行者といいますか、移動者といいますか、行くところがない方というのがあると思います。ですから、学校であるとか企業であるとか、一時的にそういうふうに滞在できる場所があるところにつきましては、そういうところで滞在をしていただいて、帰宅困難な状況が解消するまでそこに留まっただく。そういうところは重点的に広報とか周知していく必要があると、そういうふうに考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）確かにそうですね。ですから、学校、国際学院だけではなくて海田高校もある訳ですが、学校と企業との連携というのが必要になると思いますので、その辺は十分に連携を取っていただきたいと思います。

それと、この前の防災訓練もそうなんだけど、昨日、広島市がやられたんですかね、ミサイルが発射されたという条件の下で、一応避難訓練をされた。こういった避難訓練のやり方を、海田町もやっぱり具体的にやらないと、危機がそこに迫っているかどうかは別としても、今までは地震とか津波とか洪水とか、そういった面での避難訓練をやられておりますが、ミサイルが発射されたという条件の下での避難訓練はされておられませんので、今後、これについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）住民さんの避難訓練につきましては、どのような訓練が有効なのか、今日も新聞に載っておりましたけども、どのような効果、反省点があったのか、県や、これからやる団体等も含めて、ちょっと事情を聴き取りしまして研究させていただきたいと、そういうふうを考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）研究しとる間に、ミサイルが発射されたんじゃ、なかなか対応できないということなので、できるだけ早く研究いか対応をしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

学校でのこの対応なんですけど、今、学校校内でこのJアラートが発令された場合に、避難訓練というかそういった訓練をされていると思うんですが、6校とも全部されたんでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）Jアラートを想定した避難訓練は6校全てで何らかの形で行われております。例えば、海田小学校ではJアラートの発信音を実際に鳴らしまして、全校で訓練を行っております。そのほかの学校につきましても、学級ごとまたは学年ごとでそういったJアラート、想定した際のシミュレーションを交えて、指導等を行っております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）海田小学校でやられたというのは、この前、校長先生からお聞きしたんですが、一番問題になるのは、やっぱり学校におるときはともかくとしても、登下校中なんですよ。登校は集団登校、下校はばらばらなんですけど、集団登校している場合にもJアラートが発令された場合、どこに避難していいか分からんよという保護者の声がある訳ですよ。ですから、答弁書に書いてあるんだけど、こういう危険回避行動として、近くの建物の中、地下に避難する、こういったことが徹底されているのかどうか。そこら辺はあんまり聞いたことはないんだけど、その辺について保護者若しくは地域ボランティアの人、学校の先生方に徹底しているんでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）Jアラートが発信されたときの登下校中の児童生徒の対応についてですが、この件に関しましては9月の校長会、教頭会で全校教員または児童生徒に周

知するように通知しました。11月の校長会、教頭会で再度確認をし、実際、学校でどのような取り組みが行われているかを確認しております。保護者に対しましては、9月に通知文を出して、このような対応を行いますということで案内をしておりますし、全教職員に対しても周知をされております。児童生徒に対しても、先ほどの答弁と重なりますが、学級指導、学年指導の方で対応しております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）校内にいるときの避難訓練というのはやられたというふうに今お聞きしましたが、登下校中の訓練も、やっぱり何らかの形でやっておく必要があると思うんですよ。この110番の家、今、110番の家があるのかな、あんまり看板を見掛けなくなってきたんですが、以前、不審者とかいろいろ事件があったときに、こども110番の家をかなりたくさんあちこちに募集して、ステッカーを貼ったんですけど、今、あんまり見掛けなくなったように思えるんですよ。この子ども女性110番の家だけじゃなくて、Jアラート関係全部含めての避難所というか、避難場所というような形の募集を地域に掛けたらどうかと思うんですけど、これ、関係者と必要な協議を行い、そこで止まっているんですけど、そんな難しいことではないと思うんですよね。地域に対してそういった募集をするというお考えがないかどうか、そこをお聞きします。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）先ほど議員がおっしゃられた子ども女性110番の家の関係者と申しましたのは、子ども女性110番の家の設置を主催している防犯組合連合会と青少年育成海田町民会議のことを示しております。この二つの団体と連携して、毎年各小学校ではPTAに依頼して、子ども女性110番の家の設置状況の確認や新規設置箇所の追加等も行っております。今、そうした面での対応を行っているところでございます。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）初めに、新学期が始まったころかな、防犯マップみたいなのを作りますよね、子どもたちが。あれに含めて、あるいはこういうところが危ないよというのと子ども110番の家を周知するために作るんだけど、あれに加えて、今度は、Jアラートに関する避難場所、ここに避難したらいいよというのを、例えば鉄筋の建物が近所であればそこに避難するとか、そういったことも含めて指導したらどうかと思うんですけど、その辺はどうですか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（石川） Jアラートの発令があった場合に、子ども女性110番等を避難場所としてその役割をお願いするということを検討する場合には、先ほどお伝えしました主催団体と十分な協議を考えたいというふうに思っております。また、子どもたちが作っている防犯マップであるとか、保護者への呼び掛けというのは、これに関しては一過性のものではいけないというふうに考えております、繰り返し周知等をしていく中で、子どもたちの安全化、身を守る確保という意識を醸成していきたいというふうに考えております。

○議長（桑原） 多田議員。

○12番（多田） それでは、ICTの方に移ります。この答弁書を読みますと、十分検討する必要があるということを経験した上で、次年度以降の整備方針をまとめてまいりますというふうに、前向きなんかどうか、よう分からんのですが、そういった答弁になっております。具体的に、次年度以降整備をするお考えがあるのでしょうか。これは方針をまとめてまいりますじゃ、ちょっと具体的には分からんので、次年度以降、少しずつでもやっていくよというふうにおっしゃられているのか、ただ単に検討するよということなのか、そこら辺はどうなんですか。

○議長（桑原） 学校教育課長。

○学校教育課長（小林） まず、平成27年度から今年度まで3年間、タブレットを各校に配付しました。その検証結果、それに加えて先行自治体との先行実践、そういったものも精査して、慎重に検討すべきものと考えております。

○議長（桑原） 多田議員。

○12番（多田） 慎重に検討するという事は、当分やらないよというような答弁に聞こえるんだけど、文部科学省の中央教育審議会教育振興基本計画部会というのが9月にやられたみたいなんですけど、その中でこのICT教育について、こういったことが考えられるよという、今後整備していく方針が示されております。これ、本当に決まった訳ではないんだけど、検討課題ということで今やられているICTの活用による生涯通じた学習の推進、そのほか学校のICT環境の促進、それから、校務のICT化による教員の業務負担の軽減及び教育の質の向上、それから、各教科等の指導におけるICT活用の促進、こういったことが言われている訳ですよ。実際、今、例えば電子黒板なんかでも、昔のように大型のテレビのような電子黒板ではなくて、プロジェクター方式の黒板の上に取り付けて、受信した映像を現在の黒板に映すという、割と簡単にすぐ付く

やつもある訳ですよ。確か1台30万円ぐらいだと思っんですけどね。そういった新しい機器もどんどん出てきている上に、一つ、ここに書いてあるので、校務のICT化による、先生方の働き方改革というふうに安倍総理が言われておりますが、先生方の授業準備、前の日とかにする授業準備もICTを導入することによって、すごく簡略化される。今だったら、方眼紙に書いて、子どもたちにクラスごとに全部1枚ずつ書くやつを、このタブレットに入れておけば、それを電子黒板に映せばいい訳ですから、一々全部やなくていいし、ドリルなんかも、年間契約で確か300円ちょっとか何かで、そのドリルを1年間使えるというのも、そういうソフトも今出ているみたいなんですよ。それだったら、先生がコピーして、ドリルを全員に配らなくてもそれを導入しておけば、電子黒板に映して、各自のタブレットに映せばテストができる訳です。もちろん、全員持っておれば宿題はできるんだけど、そこまではできないとして、すごくその有用性というのは、多分理解されていると思うんです。次長も教育長も中学校の教員であられた訳ですから、特に中学教育でのICT教育の重要性と、それから教員の負担軽減になるよというのは、多分重要性は認識されていると思うので、是非、これは将来的にやるというのではなくて、例えば来年度はここまでよ、再来年度はここまでよというふうな具体的な計画を持っていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）今、議員がおっしゃられたとおり、ICT機器を活用することによって、校務の簡略化、または児童生徒にとってもドリル等そういったものが有効に使えるということは十分認識をしております。現在、学校でも海田町6校におきましても、教師用のタブレットは配付しておりますし、今、議員がおっしゃられたような活用方法で、大型のテレビモニターまたはプロジェクターを通してホワイトボード、スクリーンに映してという授業は行っているところでございます。今、議員がおっしゃられたことを参考にしながら、また、各校からの要望、これまでの検証等も踏まえて整備については整備の方針をまとめていきたいと思っております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）普通教室のICT環境整備のステップというのが、これは東北大学の教授が出されているんですけど、この中で、ステージ1というのが電子黒板と各教室に1台のパソコン、当然、無線LANが付かないといけないんですけど、これがステージ1だと。本町では、ここがまずできていないね。パソコンルームは確かにありますよ。た

だ電子黒板というのは、今、西小学校にあるだけで、多分、中学校にはないと思うんですけど。ステージ2がグループに1台、可動式パソコン、これはタブレットですよ。無線LANとグループ1台のタブレットと電子黒板。ステージ3が各人に1台ずつのタブレット、電子黒板、これがステージ3で、ステージ4になると、これは全員のタブレット端末、これは、最終的には家庭負担はどうかなというふうに教授は言われている訳ですけど、家庭負担をしていただいて、1台ずつ全員に整備したらどうかというのが第4ステージになっているんです。

まず、第1ステージ、これ、本町ではまだできていない訳ですよ。今からのICT環境というのは、多分御存じだと思うんですけど、日進月歩で今のこの教授の言われることによると、先進国では日本が一番遅れているんだというふうにおっしゃられている訳です。すごい日進月歩の世界の中で、日本がどんどん遅れていくよというふうに計画をされて、こういったあれを出されている訳ですよ。まず、第1ステージの無線LANを、各教室で使えるような形で整備するお考えはありますか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（石川）ステージ1というところに今、海田町の現状が達しているかどうかというところでは、ハード面ではまだ達していないというところが現状ではございます。ただ、平成27年度から順次タブレットを入れていただいております。その結果、先生たちが多く授業でそのタブレットを使っているという状況は、ここ2年間ですが、はるかに毎年毎年進歩はしております。また、今年度からの取り組みですが、両中学校には電子教科書というのを、今年度から導入させていただいております。そのような成果を踏まえ、もちろん費用対効果も踏まえながら、先ほどありましたが、整備の方針というのをまとめていきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）確かに、両中学校、やられているのも知っていますし、電子教科書のことも知っています。だからこそ、この無線LANを整備していただいて、各教室に、今、教師用タブレットがある訳ですけど、教師用タブレットも含めて電子黒板と無線LANを整備していただければ、授業が、よりはかどる、そして生徒たちの興味もどんどん進んでいくというふうに考えます。今、この前、財政課に調査をお願いしたんですけど、防災の交付金で無線LANを整備するという交付金があるそうなんです。これは避難所となる学校に対して無線LANを整備する、避難された方が使えるようにというふう

な配慮もあるんだろうと思うんですけど、その防災の交付金で無線LANを整備するというがあるので、それを活用してほしいと、ちょっと財政課にお聞きしたら、今まだ結論が出てないんですけど、そういったことも含めて、もし使えるんなら、できるだけ早期にやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（田坂）ICT機器の活用による学校教育の充実、それから教職員の負担軽減についてご提案いただいております。大変ありがたいというふうに思っております。やはり、まずは、大変高価なものでございますので、一つは学校からの要望をしっかりと聞いて、ちゃんと活用できるかということを確認したいということ。それから、高価でありますので、優先順位を教育委員会の中でも重々慎重に検討をしたい、費用対効果を検討したいというふうに思います。その中で、正に計画的に、最低ここはというところがまとまっていりましたら、それは具体化に向けて努力をしてみたいというふうに考えております。その際に、無線LANについては、今、防災の交付金があるというふうな情報も頂きましたので、そういったこともしっかりと勉強して段階を追ってやっていく上で、どこまでやるかということをもとめて具体化を、何ができるかということを考えてまいりたいと思っております。

○12番（多田）終わります。

○議長（桑原）15番、佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。社会保障、教育、子育て、若者を優先し、格差と貧困の是正をする町政を提案いたします。日本の国民一人当たりの公的社会保障支出はドイツの8割、フランスの7割です。社会保障給付費の対GDP費は1990年代来、高齢化によって上がり続けてきましたが、2012年の安倍政権発足後、3年連続で下がりました。日本の教育への公的支出対GDP費は先進国で最低レベルの状態が長年続いております。ところが、安倍政権が組んだ今年度の教育予算は、5年前より600億円削っております。日本は高齢者への社会保障に偏っているのではなくて、経済の実力に比して、高齢者にも子育て世代にも若者にも国民全体に冷たい政治が続いてきた上に、安倍政権が更にひどくしたのです。社会保障、教育、子育て、若者への支援など、格差と貧困を正し、国民の暮らしと日本の将来に役立つ支出を名実とともに予算に主役に据える改革に踏み出さなければ、ますます貧困と格差が増幅することになります。そこで具体的にお尋ねをいたします。

質問1、年金、医療、介護、福祉を憲法25条の定める生存権保障にふさわしい国の制度も町政も努力を求められておりますが、どのようにお考えですか。お尋ねをいたします。

質問2、8時間働ければ普通に暮らせる社会に政府は、総選挙後の国会に残業代ゼロ法案と過労死ラインまでの長時間労働にお墨付きを与える法改正を一本化した労働基準法改正法案を上程しようとしております。安倍政権が進める働き方改革は過労死の根絶や安定した雇用で、人間らしい労働を実現するのではなくて、財界、大企業の利益を追求する経済対策にすぎません。特に、若者は雇用のルールを強化し、非正規から正規への流れを作り、労働者派遣法により派遣労働は臨時的、一時的業務に限定をして、正社員の派遣労働への置き換えをなくしています。同一労働同一賃金、均等待遇、労働基準法、男女雇用機会均等法、パート労働法、労働者派遣法などを改善するなど、また非正規への不当な差別格差を無くさなければ、若者も含め、現役の労働者の未来も将来もありません。町長はどのようにお考えですか。お尋ねをいたします。

三つ目には、政府は、保育園、待機児童問題の解決を2017年度まで待機児童解消と公約をしておりましたが、白旗を上げました。海田町も保育園待機児童が発生しております。当面の問題解決と出生増や低賃金のため、夫婦共働きやマンション増や数多くのミニ開発による世帯増で保育ニーズが増えつつあります。これについて、自治体の責任が問われておりますが、早期に解決しなければなりません。当面は、現状の保育所を増設、公私立の既存の保育所の改善、新設の保育所という方法がありますが、どのように解決されるのかお尋ねをいたします。

続いて、大きく2番目ですが、自治会と自主防災組織について、お尋ねをいたします。自治会と自主防災の補助について、前回の議会で審議し、当面の対応で議会は附帯決議をし、対象の範囲を広げ、緩和措置を取った訳です。しかし、自治会と自主防災とは違うというように考えます。海田町の第4次総合基本計画の75ページ、これはホームページにあります。平成28年9月に作った計画です。その中に、防災体制の充実強化、1として総合的な防災対策の推進、海田町地域防災計画等の指針に基づき、県及び関係機関等との連携を図りながら、災害予防、応急及び復旧対策等を確実に実施し、住民の生命及び財産の保護に努めます。二つ目には、住民の防災意識の高揚、各種広報媒体を利用し、防災に関する情報提供を適切に行うということを通じ、住民の防災意識の高揚を図ります。そして、各自治会における自主防災の結成について積極的に呼び掛けるとと

もに、災害時において有効に機能するよう、平常時の訓練実施をサポートします。そして、自主防災組織が購入する防災資器材に対し補助を行います。そして、各自治会、防犯組合で行っている夜間の町内巡視に対し、資器材のサポートを行いますと第4次海田町総合計画後期基本計画は記しております。

平成28年の9月ですけれども、自治会は、法律にはございません。ところが、災害基本法の第5条には、市町村は基本理念に則り、基礎的な地方公共団体として当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に関わる防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。そして、市町村長は前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団、その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならないとしております。

そこで具体的にお尋ねをいたしますが、自治会に対して、一自治会2万5,000円の補助金として出しております。防災に関する補助金が優先をして、防災ラジオ等の注文が殺到し、予算が不足して補正を組み、対応しております。議会は、それでも幅広く対応するよう附帯決議をいたしました。自治会と自主防災は、私は別であるというように考えます。自主防災会の未結成であるところは、早期に結成をして、援助、指導する必要がありますが、どのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

二つ目には、なぜ海田町の第4次総合基本計画や災害対策基本法の第5条2項に明記している、その指導や位置付けをしなかったのかお尋ねをいたします。

三つ目には、一自治体に2万5,000円補助して、一律に分配をしております。防災教室も訓練も防災に関する行事を行っていない、実施報告も領収証も不十分な自治会にはどうするのか、お尋ねをいたします。

四つ目には、このままでは自主防災も自治会も町の方針も不十分である、未結成の組織や再結成の組織など、指導と援助が必要と考えますが、どのようにされるのか。また、来年度から、自治会と自主防災会組織の位置付けを明確にし、自主防災会やその組織を整備するように提案をしますが、いかがですか、お尋ねをいたします。

5番目には、来年度、自主防災会の補助金はどのようにされるのか、お尋ねをいたします。

最後に、J R高架事業についてお尋ねをいたします。広島市の東部地区連続立体交差事業においては、地区の中央を通るJ R山陽本線及び呉線により、市街地が分断をされ、踏切遮断による交通渋滞が生じるなど、都市機能が阻害をされ、広島県と広島市が一体になって、この地域の鉄道を連続的に高架化し、交通の円滑や南北市街地の一体化、踏切の安全確保を図る目的で、広島市東部地区連続立体交差事業を計画しております。経緯については御存じだと思いますが、平成5年4月から事業採択をして、ちょっと中を飛ばしますけれども、平成24年2月、事業の見直し検討を着手する旨を公表して、25年8月、見直し検討状況を発表、公表、26年5月には、副知事や海田町長及び海田町議会が現地視察をし、意見交換を実施した。平成26年7月、県と海田町が協議の場を設置して、3回にわたって開催をし、平成26年12月、土地区画整理事業と一体となった南北市街地の一体化を図ることを目的に、県と海田町は海田町域において、高架、高さを抑える等のコスト削減策の可能性の検討を行うことについて合意をさせることを、府中町、海田町が了解。平成20年8月に提示した案は、府中町のみ約2キロの見直しの検討、平成27年6月には再見直し案を公表し、鉄道高架区域、区間、府中町域で2キロ、これは第1期、海田町域で2キロ、これが第2期ですが、海田町内、山陽本線は1.1キロ、呉線は0.9キロメートルですね、工事期間は、工事着手後15年間程度、1期と2期。1期、向洋周辺をやって、そして、10年程度工事掛かり、2期目には海田町駅周辺を10年程度また掛かるといふ。1期工事着手後、おおむね5年以内を目途に工事に入るといふように聞いておりますが、そこでお尋ねをいたします。

一つ目には、9月6日、広島市議会の都市活性化対策特別委員会ではJ R高架事業について、再検討を明らかにしております。広島市の再検討内容は、報道でしか情報を私は持っておりませんが、今、どうなっておりますか。海田町はどうしようとしておりますのか、どう結論を出そうとしておるのか、あるいはどう進捗をするのか、お尋ねをいたします。

二つ目には、今すぐ都市計画決定、事業認可して工事に着手しても、今から完成までには早くとも15年掛かります。そして、海田市駅を3階から2階にし、高さを経費削減のため、4.7を3.2にし、山陽本線は1.6キロを1.1キロに、呉線については1.7を0.9の見直し案。当初、J Rの高架事業は、本来であれば平成27年度完成を目途にして完成を目指しておりました。立ち退きを含め、努力をしてきた。しかし、平成14年3月の事業認可取得が15年も経過をし、いまだに見通しが立っておりません。私は、中途半端な見直

しを繰り返しておりますが、いっそ、それを拒否して、現行どおり、原案どおり進めることが将来のまちづくり、子や孫にとっても次世代にふさわしい都市づくりとなると考えます。町長の見解をお尋ねいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）佐中議員の質問に答弁いたします。まず、格差と貧困を是正する町政についての質問でございますが、1点目については、年金等の制度については、国で設計されるものでありますが、町といたしましては住民の福祉向上に向けて様々な施策を展開してまいります。

2点目の雇用のルールについても、様々な法律が国において制定されています。町といたしましては、法制度の中で住民の福祉向上に向けて事業を実施してまいります。

次に、保育所待機児童解消に向けた対応に向けた質問でございますが、10月1日時点で0歳から2歳の合計6名の待機児童が発生いたしました。そのため、待機児童発生の原因分析、待機児童の解消に向けた計画上の利用定員の見直し等の作業を進め、海田町子ども子育て支援事業計画上の保育所施設の確保量を再設定し、保育所等定員の確保に向けた対応について、11月8日に海田町子ども子育て会議に諮り、対応策として町内の幼稚園及び保育所の運営事業者に対し、定員増の募集を行ったところでございます。増員の方法につきましては、既存施設による増員、既存施設の改修等による増員、新施設による増員の三つの方法による増員の提案を募集いたしました。応募いただいた提案については、早急に内容審査を行い、増員方法を決定したいと考えております。また、町内の企業に対しても企業主導型保育事業等の実施を依頼し、待機児童解消に向けた取り組みを進めてまいります。

続きまして、自治会と自主防災組織についての質問でございますが、1点目については、これまで自主防災組織未結成の自治会へ結成を促してきたところ、今年度は2団体に結成をしていただき、合計33の組織が結成されております。今後も未結成の自治会については早期に結成いただけるよう、資器材購入補助金による財政的な支援、自主防災リーダー育成事業による人材育成の支援、職員による結成に必要な情報提供や助言を行ってまいります。

2点目の自主防災割の補助金の方針でございますが、災害対策基本法や第4次海田町総合計画後期基本計画では、自主防災組織に地域の防災対策の大きな役割を求めています。今回の補助制度では町内の全ての地域で防災対策が取り組まれることを期待し、

単位自治会の補助金の交付対象としたものでございます。

3点目の、補助対象事業の取り組み状況が確認できない自治会への対応でございますが、平成29年度の自主防災割の補助金については、防災訓練の実施や防災用品の購入などの自主防災活動に取り組む自治会に、その経費の一部として交付したもので、自主防災活動の内容が確認できない場合は、自主防災割額分の補助金の返還を求めることとしております。

4点目については、海田町地域防災計画の中に、自主防災組織は町や防災関係機関と協力し、地域の防災は自らの手で担う自助の精神を持って活動し、組織は、既存の自治会等を基本単位として編成すると位置付けております。自治会を単位とした組織になることで、役員が重複する場合や、活動がどちらかの組織が行っているか、分かりにくくなることはあるかもしれませんが、これまで行ってきた海田町自主防災組織助成事業による支援は自主防災組織の結成が条件であり、結成を促し、結成後は、活動を活性化するよう、自主防災組織へ資器材購入費用に対し補助を行い、自治会への役割の明確化を図っております。引き続き、海田町地域防災計画に記載している自主防災組織の役割を推進するため、支援とアドバイスをしてまいります。

5点目の、来年度の自主防災割の補助金の取り扱いにつきましては、今年度の実施状況を検証し、より自主防災組織の活動が活性化し、新規結成にもつながるような制度に変更いたします。

続きまして、J R高架事業についての質問でございますが、1点目の広島市東部地区連続立体交差事業の進捗状況については、現在、船越地区の鉄道を一部高架化した場合、三つの踏切の対応策として、まず、船越踏切については車両制限なしで平面通行可能となる高さが確保できるかどうか、また、引地踏切については、一般的な緊急車両が平面通行可能となる高さが確保できるかどうか。更に、的場川西踏切の閉鎖に伴う代替道路については、一般的な緊急車両が平面通行可能となる高さが確保できるかどうかについて検討されています。この対応策を鉄道管理者であるJ R西日本にその実現可能性など技術的な内容について意見を伺いながら、慎重に検討を進めているところであり、今少し時間を要すると伺っております。

なお、対応策の検討に当たっては、平成27年6月に四者合意した見直し案を基本として、平成30年度内の都市計画変更を念頭に、できるだけ早期に取りまとめ関係者と調整を図りたい、と伺っております。町といたしましては、まずは広島市の検討内容をお伺

いする必要があると考えております。

2点目については、平成27年6月に四者合意した見直し案を基本として考えてまいります。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）最初の社会保障や格差の問題ですけれども、地方自治体の本当の役割、これは地域の特性を活かして福祉の増進を図る、これが地方自治の本来の役割です。地域の特性、海田町は労働者を中心とした町で、二次産業、三次産業が中心の町です。その中で、町民が暮らしやすい町政にしていくというためには、現状の、どういうんですか、国のやり方、非常に大きく犠牲というか、暮らしにくくなってきておる。これ、海田町だけではなくて、全国的にもそういう影響がある訳です。いつも口を開けば、国の借金であるとか、あるいは高齢者であるとか、少子化であるとか、こう言いながら税の増税、例えば消費税を8パーセントにしたり、今度10パーセントにもする訳ですが、しかし、私、調べてみますと、たった1パーセントの富裕層が、大金持ちになって、減税の役割を得るというか、特に、法人の内部留保金は400兆円を超えて、2015年から今日まで17.6兆円も増やしてきて、300兆円から400兆円まで増えるような、会社は儲かって使い道をどこにしようかというぐらいお金を持っておるのに国民の方には回ってこないと。

アベノミクスの大きな柱があったのは、一つは金融緩和、二つ目には公共投資をしながら国民に還元をさせる。三つ目には会社が儲かったら皆さんの生活が良くなりますよというけれども、前の二つはいいんですよね、かなり効果が挙がると。最後の三つ目には会社が儲かっても回ってこないというのが内部留保金の、ここ二、三年の間に100兆円も増やして、300兆円から400兆円貯めているというのが今の実態なんですね。企業は政治献金を自民党中心とする政治団体に配りながら、大企業優先の政治をどんどん進めて、国民は、もう雇用の形態を変えながら、非常に暮らしにくくなってきておる。景気の回復もできない。これは、国民の所得を引き上げなければ景気の回復はできない訳です。若者が1,000万人近い、そういう労働者が年間200万円前後の収入では、それは結婚もできないし、子どもも生まれない、家も建たない。こういう今の状況なんですね。

ですから、国も市町村長も、もちろん県も含めてですが、やっぱりそういう弱い人というんか、国民の立場に立って、政治献金を企業は出しておりますが、企業のそういう政治に対する参画、いわゆる主権者、投票ができるのは個人なんですね。企業は投票は

できないんですね。そういう面から見ると、主権者は国民でありますし、特に将来にわたって、日本を背負う若い人たちの暮らしを守っていく、それを応援するのが本来のこの地方自治体の役割なんです。そういう位置付けが私は町長に欲しいと思うんですが、そのことを私は聞いておるんです。

資本主義の社会ですから、企業が儲からなければ我々の生活もできないという面もありますが、しかし、儲かったんなら当たり前のように累進課税で負担をしながら国民と一緒に生きていく、こういう政治方針でなかったら、なかなか弱い人は救われない。今、消費税、一律平等だと、みんな思うかもしれませんが、収入の少ない人ほど税の負担が多くなるんですね。挙句の果てには消費税導入によって大企業はどんどん減税されて、平成元年から消費税が導入されて、平成9年に5パーセント。平成26年には8パーセントになりましたけれども、ずっと計算をしてみると、96パーセントが企業の減税に充てられておる。ましてや、海田税務、輸出する企業に対して輸出還付金という形で消費税分だけ赤字のようなね、そういうやり方をしておる。ここを是正せん限りは、いくら国民が税の負担をしても、あるいはいろんな料金を負担しても、そういう負担の増になって暮らしにくくなってきておる。

私、長く議員をやらせてもらっておりますが、5年、10年の単位で見ると、どんどんどんどん悪くなって、暮らしにくくなっているのが今の現状なんですが、基本的に先ほど地方自治体の役割、そういう暮らしの問題について私しか議会の中で発言、今までずっと経過を見ると、していないんですね。国の政治のあり方と地方の政治のあり方、地方自治の本来の本当の役割のやり方、それを代表する町長に対して、町長はどういう構えで、どういう政治方針、あるいは若者や弱い人たちやそういう人たちに希望と展望を与えるような町政をやらなければ海田町の町政の活力が出てこない、このように思うんですが、どうなんですか、お尋ねします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）今、議員からいろいろ御意見もございましたとおり、やはり生活というのは一番の関心事であるというふうに考えております。この生活については、国においてもいろいろと議論をされております。また、基礎自治体においても町としては基礎自治体としてそういう直接住民の皆様と関わりながら行政を行っていくというところではございますけれども、こうしたことはやはり国の制度が前提となって基礎自治体の長として、何が地域の福祉の向上につながるのかということを考えて、施策等を検討し、

実行していく、これがまず第一の役割であるというふうに考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）職員が答えるのは、やっぱり限界があるんですね。公務員ですから、政治的に判断をしながら答弁をするというのは難しいと思う。憲法があって、法律があって、条例があって、その中での今の答弁なんですね。私は、末端であっても政治家なんです。町長も副町長も政治家なんですね。私どもは、非常勤の特別職ですが、町長は常勤の特別職です。町民を代表して、そういう町民の最高位で司って行政をやっておられる訳です。私は、町長がどういう考えで町政を舵取りして町民の暮らしを守っていくのか、その考えを聞いておるのに、部長が答える。私、何回も今まで言っても部長が、答えるんですが、やっぱり、私の答弁に対して軽視をするような、どういうかね、誠実でないというように、私は受け取るんですよ。町長、どうなんですか。お尋ねします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）今、企画部長の方から話がありました。法的に国が定めた制度、法律に基づいて我々は誠実に行政を司っているということがまず第一でございます。その中に、今、佐中議員の方から縷々実態を投げ掛けられたということは、私自身もいろんな意味でそういったところの状況調査はしておるつもりでございます。その中に、今の国が行っている施策以外のいろんな意味のオプション部分、私、特に暮らしやすさというテーマを基本に置きながら、まちづくりは進めている現状でございます。その中に、若者に対するそういった施策、特に子育てに関することも含めながら、いろんなところは現実には進めてきているという状況でございます。やはり、子育てだけじゃなくて、高齢者の方々の、医療も含めながら、いろんな福祉を当然連続的に行える、言い換えれば持続可能な状況に進めるというのが私の責務だというふうに思っておりますので、その財政のでき得る範囲の中に、そういったものを盛り込みながら進めているのが現状でございます。

特に、暮らしやすさの中のもう一つは、今、貧困という問題がかなり出てきておりますが、そういったところの基礎調査も含めながら、今後は進めていって、そういった内容もより研究深く進めていきながら、どのような方策が取れるのか、どのような形で方向を導いたらいいのかというのを、今は、現段階ではそういった調査も含めて実施している状況でございます。

1点だけ紹介させていただきたいと思います。生活保護に関する人数も随分減ってきて

ている現状がございます。こういったところも景気回復に基づいて、そういった企業へ就職できる環境が整ってきている状況があるかと思えます。そういったところも一例ではございますが、進めてきている、職員がいろんな汗を流しながら、いろんな形で、就職斡旋を行ってきておる成果も少しずつは表れてきているというふうに思いますので、そこらを踏まえながらいろんな情報を入手しながら、今後の方法等を含めて考えていきたいというのが私の今の思いでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）この問題は論戦しても切りがない訳で、しかし、主権者は国民でありますから、暮らしを守ることが地方自治のそういう役割の最大の大きな仕事なんですね。そのことを強く指摘をして、次に移ります。

保育所の待機児童、都市部になればなるほど、この待機児童が最近増えてきたというんか、私ども県内の共産党議員が全部集まって交流をしたりする機会が先般ございまして、私、この問題を取り上げて言ったら、よその町も急激に待機児童が増えたと。中には3桁になるような、一遍に増えたという話を聞いて、やっぱり今の経済状況や労働条件、こういう問題を含めてあると。私、3月の当初予算、2月にありましたけれども、待機児童ゼロという認識を持っておったんです。ところが、もう何人か出てきたという。びっくりして、いろいろ説明を聞いて、また私どもの会議に出てみたら、やっぱりどこの町もそういう状況が急激に増えてきたと。

なぜ、少子化なのにこの待機児童が増えるのか、いろいろ私も調査をしてみたんです。一つには、女性の社会進出の増加、経済的な理由もあったり、核家族というような問題もあったりする。二つ目には雇用形態の変化による共働き、これによって子どもの保育はできない。三つ目には、現在25歳から44歳までの結婚をしている女性の就職率は60パーセントだと言われておる訳ですね。そうすると、共働きというのがまず条件に出てくる訳です。

そうすると、自治体が責任を持つ。保育に欠ける子どもについては自治体が保育所を設けて、何らかの対応をしなければならない。こういうのがあるんですが、先ほどから答弁、また福祉厚生委員会でいろいろ論議をしても、根本的に解決する方法は町長の政治判断だというように思うんです。急場を凌ぐことができたとしても、将来、海田町がどうやって保育に欠ける問題を解決するか、私、調べてみると、この2年間で人口が1,000人増えておるんですね、海田町は。よその町は減ってきておるんですが、海田町

はいろんなミニ団地が増えたり、マンションが建ったりして、住むのには住みやすい町というように位置付けられると思うんですけども、そうした中で家族が増えるというか、世帯が増える。そうすると、保育所がどうしても、幼稚園とは違う訳ですから、必要になってくる。今の既存の保育所、公私立を含めて対応しても、今から3年、4年経ったら、同じことがずっと毎年繰り返されるというように私は見る訳です。なぜかと言うと、まだまだ海田町は世帯も人口も増える要素が、他の町よりも優れとるというんか、条件がいいように見る訳ですが、そうすると、町としての責任、これが保育の欠ける子ども、これは法に定めておる訳ですから、ちゃんと対応しなければならない。就職したくてもできない、子どものね、そういう問題が出てくる訳ですが、この問題について、先ほどから、協議会を持ったり、委員会を持ったりして、三つの方法で考えて進めるという。けども、最終的な町長の政治判断が要るんです。職員を責めても、もうそれは人口が増えて対応するというのもどうにもならんよね。根本的に解決しようと思ったら、私立の保育所を増やすか、もちろん公認ですけども、公立の保育所を増やすか、それで対応していかん限りは対応できんと思うんですが、それはどうなんですか。お尋ねします。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）保育所の待機につきまして、女性の就労人数が本当に上がったり、それからマンションが今後建設も予定されているということで、議員さんがおっしゃるように保育ニーズというのは高まってくると考えております。現段階で、町内の保育所と幼稚園事業者さんに協力を求めまして、定員増員のご提案を頂いて、二つほど提案を頂いております。そういった中で、今それを審議しているところなんです、30年度、31年度、そういう中で対応していく。それから、こういうふうになんかニーズというのは高まっていくところですので、毎年保育ニーズというのを確認しながら、今後、新設の保育所、それから現在の既存の保育所の定員増も含めながら、しっかり保育所の待機を解消するような受け入れ体制の整備は行っていこうというふうに考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）おっしゃることは理解もし、現状を打破するための努力というのは、私、認めるところなんです。ところが、世帯が増え、人口が増え、世帯が増えるということは年配の人はあまり家を買うということはないと思うんですね。改築とか増築というのはあるかもしれませんが、世帯が増えるということについては、若い人たちがそれを望

んで来る訳ですから、若い人たちはそういう面では共働きをしなければ、低賃金のために、家が持てないというような状況、持っても経済的に何らかの形で働かなければならないような状況なんですね。そうすると、今の日本の人口の形態から見ると、全体としては少子高齢化になっておるが、海田町だけが、子どもの人口、保育をする対象の人口が増えている。町長、行政のトップですから、心配されるのは、保育所を造ることはいいとしても次のときのその一定の時代になると、今度は減って無駄な投資というようなことも考える一つの要素かもしれませんが、しかし、自治体の責任としては保育に欠ける問題については対応しなければならない責務がある訳ですね。それを今、答弁がありましたけれども、増員をしたりとか、あるいは企業に向けて待機児童の解消に少しでも努力をする。しかし、抜本的なそういう行政の施策の中の子育ての柱になっていないんですね。ちょっとこの手加減で手を差し伸べてやるような方法、これでは不安で議会としてももうちょっとちゃんとした保育所、これが必要だというように思うんですが、どうなんですか。私、こっちよりもこっちの方の答弁が聞きたい。本会議ですから、町長が代表、町長に私質問をして、私の提案をしておる訳ですから、職員は説明員ですので、是非、町長の考えを聞きたい。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（胡家）保育所の待機児童の問題でございますが、議員、ご指摘のとおり、今後少子化が進んでいくという予測がされている中で、一方で女性の就労が大変進んでいるということで、これをどういうふうに見極めていくかというのは非常に重要な問題であるというふうに思っています。これまでも海田町は計画を立てて、推計を行って、保育所の定員枠というのを設定してきた訳ですけども、今回、こういう事態に至ったということで、これは早急に見直す必要があるだろうということで、定員枠については、今回50名の追加ということを目標にして対策を打とうというふうにしておる訳でございます。今後の保育所のニーズをどういうふうに見極めていくかということにつきましては、現在、非常に景気が良いということもございまして、そういった影響もあって、こういった状況があるということもあろうと思います。これは先ほど部長も申し上げましたけれども、常に保育ニーズの状況というのをチェックしながら、そこを見極めながら、今後の中長期的な見通しというのも立てていきながら、そこは臨機応変に対応していくということになるんじゃないかというふうに考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番(佐中) 保育所の問題、一定の論議をいたしました、強く早期に改善を求めて、時間のバランスがありますので、次に移ります。

自主防災についてです。今年度、自治会への前向きな姿勢、非常に、私、高く評価をして、自主防災ではなくて自治会に対するご支援、これは高く評価をして、今後の海田町の自治会の活性化の一つの大きな役割を果たしてもらった、分岐点じゃったなというように思います。ところが、自主防災のあり方の方法について、今、自治会の中で混乱をしておる訳ですね。その混乱というのは、この間の9月の議会の中でも言いましたが、お金を使うことが自主防災になるのか、それとも、これまで方向付けをされてきた総合計画やあるいは災害基本法に基づくそういう方針が明確でないんですね、町の方針が。せっかく作った方針あるいは2月14日の予算委員会の中でも自主防災割2万5,000円、自主防災活動に取り組む自治会というだけの説明、自治会連合会の中でも、それにちょっと輪をかけた説明だけであって、自治会全体、あるいは町としての防災の役割、位置付け、もう不明瞭。だから、自治会が混乱をしてしまっておる訳です。私から言わせれば、町の方針が徹底していないために、いろんな不安というんか、どうしていいかわからないというんか、こういう状況。それで、問いたいのは、住民の防災意識は確かに高まりましたよ。高まりました。それは今言う2万5,000円を中心に、いろんな形で情報を入れるためには防災ラジオを買うとか、いろんな訓練をすとかいうのがありました、その前段がないから、非常に混乱をする要因になっておる。それは、総合的な防災対策の推進、これは災害基本法であるとか、あるいは町としての防災の組織を作っていくのに、自治会でいいのか、自治会の中の防災体制、防災部を作るのか、自治会より別の自主防災会を作るのか、小さい自治会であったら合同で作るのか、そのことによってこの町全体が自主防災の役割を果たしている。

もちろん、多田議員が先ほど言いましたように、自治会連合会で非常によく勉強になりましたよ。倉吉の方に行きましたけれども。地域の皆さんが一緒になって助け合って、大きな災害のときは自衛隊を、呼んでも来ない、消防署も役場の職員もその目の前の現場から全部取り組んでいくと。地域の人が、町長がいつも言う自助、これで助け合っていくという、これが自主防災の役割ですね。そうすると、今の自治会の中で、名前だけ自主防災だけでは目的が果たせない。なぜかと言いますと、一つは初期消火の問題、救出問題、救護の問題、集団避難の問題、給食、給水、情報収集、伝達、避難誘導、これだけがずっとあるのに、自治会にそれを全部任せるのは無理なんです。それを自主

防災の中でちゃんと位置付けて、そういう教育も町が指導をし、そして、要請をするというんかね。先ほどから言いますように、自治会の中ではやり方が、私が見たら三つあると。自治会の下部組織で作るという問題と、自治会より別個に作る問題、もう一つは、二つ、三つを合わせて自治会を作る。そういうやり方をせん限りは、なかなか意識が高揚しないし、現実には機能が発揮しない。

私ども、うちの自治会は組織を作って17年目になります。ですから、参加者がだんだん少なくなってきましたね、マンネリ化しまして。しかし、役員は、意識はものすごい向上しました。そういう面から見ると、非常に自主防災という、自治会と自主防災を一緒にして、事を進めると、いろんな困難が起きたり専門性があったりして、なかなか進まない。明確にすべきだと思うんですが、それはどうなんか、それをお尋ねする。

今のままで、自治会と自主防災を一緒にして2万5,000円出しとるけれども、私から言わせたら、そういう総合的な自主防災の対策が必要。それは基本計画にもあるし、後期の基本計画にちゃんと謳ってある。町が指導せないかん。ここが抜けとるから、自治会として混乱をしたり、会長そのものが1人ずつがいろんな形でいろんな考えを持ちながら進めていくようになってくる。こういう今の実態なんですよ。お金を出す、2万5,000円、もちろん結構ですけども、それより前に、もっと組織のあり方、自主防災のあり方、これをやっぱり方針を定めて指導する、援助する、支援をする、こういうことが必要だと思うんですが、どうですか。お尋ねします。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本） これまでも、海田町の地域防災計画の中に、自主防災組織、自主防災体制の整備というところが謳われております。その中で、町はいろいろやるべきことというものが定められております。自主防災組織の規約、活動の作成指導であるとか、リーダー養成のための講習会の斡旋等々ございます。その中で、更に町長答弁の中でもありましたが、自主防災組織の編成は既存の自治会を基本単位として編成するというふうな、いわゆる方針というものが定まっております。それを踏まえまして、生活安全課の方では、自主防災会、自治会ではなくて自主防災会に対して、いわゆる資器材の補助、補助といえますか、財政的な支援をこれまでも行ってまいりましたし、いわゆる自主防災組織の活性化、または結成するための人材育成として、今年度からは町が自前で自主防災リーダー育成事業というのも行ってきたところでございます。そこについては、いろいろ申し述べましたが、自主防災組織を結成していただくということを前提に、これ

までも活動してきたところでございますし、これからもそういうふうにしていきたいと思っております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）時間がないからもう端的に言いますけれども、来年度はこの2万5,000円、自主防災割はどうするのかお尋ねします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）2万5,000円の防災割につきましては、今年度、その自治会の活性化と地域の防災力の強化、そういう二つの目的を一つにして出していたということが、今回いろいろ御意見をいただいた要因となっております。来年度におきましては、自治会の活性化の補助金と地域の防災力の目的としたものを明確に分けて、防災割については既存の自主防災組織の育成補助金の方に移して助成の方を続けてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）45の自治会があつて、全体が動く方向であれば一番いいんですが、今の答弁を聞きますと、来年度もそれなりに対応すると。そうすると、今ある海田町の自主防災組織の助成要綱の中に4万円、3年に1回出るのがあるんですが、この助成についてはどのようにお考えですか。お尋ねします。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）これまでの自主防災助成補助金につきましては、先ほど企画部長が申しましたように、自治会運営補助金のあり方と、うちの補助金のあり方をセットで見直すこととしておりますので、額はいくらというのはちょっとここではあれですけども、見直す予定としております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）端的に言いますが、3分の2の補助ということで、今までいろんな資器材を私どもやってきた。その中で聞きますが、3年間何もしなくて1年間やっただけでもそれが出るのか、3年間ずっと続けなければ出ないのか、お尋ねします。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）この補助金の方の制度設計でございますが、現在、検討しておりますので、また分かりましたら、御説明の方をさせていただければと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）今の要綱の問題、3年に1回出てくる問題、自主防災のそういう組織でちゃんとやるとところはものすごい助かる訳ですね。私どもは、車椅子を買ったり、リヤカー買ったり、ヘルメット買ったりしてやった。もし、これがなかったら、そういう整備ができない状況なんです。検討するんでなくて続けるというお答え、なぜできないのか、お尋ねします。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）先ほども申し上げましたが、自治会の補助金と、またトータルでの見直しということでございますので、今そこら辺を調整中でございますので、今現在、ちょっと答弁の方は控えさせていただければと思います。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）次のことがあるから次に進みます。

JR高架問題、広島市の動向を見ながら進めるという、これでは、いつまで経ってもできない。非常に、私、対応が不十分でもあるし、町民にとってもものすごい不親切。将来の子どものことを考えてみたり、あるいは本当の海田町のまちづくり、海田町は小さい、5キロ掛ける4キロ、そのうちの市街化区域は40パーセントしかない。これに三つの線路で分断されとるんですよ。こういう面から見ると、海田町内の区域は全部高架になっても、私は不思議ではないし、大都市化したところは全部今そうやってきとる。こういう方向で町長、前回の四者の合意に基づいてこれを進めるという、この域をなぜ越えられないのか、お尋ねします。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）平成27年6月に四者合意いたしました見直し案、これに向けて、現在、事業を進めているところでございますので、この場でUターンということは、現在考えてございません。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）何回も同じこと、もう、私ずっとこの問題を取り上げて言っているんですが、一時はこの県がやらない言うから諦めとった。ところが、やろうと言うから、短くてもいい思いよったけども、今になってみれば、広島市もこういう状況で、いつできるか分からないような状況ですね。これを子々孫々までに本当のまちづくり、我々責任があるんじゃないですか。海田駅ホームが300メートルほど上がりよる。こんな状況でいけないと思う。答弁を求めます。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）今言われたように、四者で合意した基本の案というのがございますので、現在、その基本の案を基に広島市の区域内でどういった見直しができるかというのを現在やっておられますので、まずはやはりそれを見て、町の方は判断したいという具合に考えております。

○15番（佐中）ありがとうございました。

○議長（桑原）暫時休憩をします。再開は13時です。

~~~~~○~~~~~

午前11時25分 休憩

午後01時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。

一般質問を続行します。8番、住吉議員。

○8番（住吉）8番議員、住吉です。本日は、3項目についてお尋ねいたします。

まず初めに、選択制デリバリー給食についてお尋ねいたします。昨年度のPTA連合会の要望以降、中学校給食に関する一般質問が相次いでおります。本年2月の議会定例会における答弁で、中学校2校で自校給食を実施した場合、給食施設建設費の概算は約4.5億円、給食運営に関するランニングコストは年間約5,000万円掛かるものと述べられております。海田町においては、庁舎移転事業と公民館整備事業という二つの大きな事業をほぼ同時に行う予定であります。それに掛かる概算工事費は約45億円であり、起債充当率75パーセントとして、借入期間を20年で計算した場合、毎年約1.7億円の公債費負担が増えるものであります。また、平成28年度決算を見ますと、実質収支の黒字額は約2.4億円、実質単年度収支の黒字額は約8,000万円しかありません。ほかにも今後迎える超高齢化による扶助費の増大や、子どもの人口増加による保育所及び児童クラブの待機児童対策、老朽化している小中学校の校舎の再整備も予想されます。これらのことを鑑みますと、中学校における完全給食の実施は、財政上極めて困難と言わざるを得ません。

一方、共働き世帯やひとり親世帯の増加により、保護者が弁当を作って、子どもに持たせることが困難な家庭が存在していることも事実であり、福祉の観点から何らかの措置が必要であります。

以上のことから、初期費用約300万円、ランニングコスト年間約1,000万で抑えられる選択制デリバリー給食を来年度から実施してはいかがでしょうか。

続きまして、野良猫の餌やり対策についてお尋ねいたします。町内において野良猫に対する餌やりの問題が浮上しております。去る9月議会定例会においても、野良犬、野良猫対策事業として20万円の予算が認められました。そもそも動物愛護法の目的は、同法第1条により動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって、人と動物の共生する社会の実現を図ると定められており、人のためが前提にある法律であり、人の生活環境に悪影響を及ぼす野良猫への餌やりは認められるべきものではありません。先日、現役を引退されたプロ棋士が過去に被告として争われた猫への餌やり禁止等請求事件においても、被告らが費用を負担した不妊去勢手術の効果で野良猫の数が減少し、猫のトイレの設置及び猫のふんのパトロールを行うなど、地域猫活動の趣旨に一定程度沿うことは認められたものの、野良猫に餌やりを行えば、それらの猫はその場所に居付いてしまい、原告ら18名の受忍限度を超え人格権を侵害しているとして、餌やりの禁止と総額204万円の損害賠償を命じる判決が平成22年5月13日に東京地裁で出されております。同様に、平成15年6月11日に神戸地裁で出された猫の餌やりをめぐる判決においても、野良猫に餌を与え続けていた夫婦に対し、裁判官は、世の中には猫を好む人も多いが他人に不快感を与えないための配慮が必要。猫嫌いな人が不快感を味わっていれば、餌をやるべきではない、原告が嫌がる野良猫に餌をやり続けたことが違法として、猫の被害に対して40万円の慰謝料を被告夫婦に命じております。また、平成27年9月17日に、福岡地裁においても、被告が自宅とその庭において野良猫に寝床や餌を用意するなどして、原告宅周辺に猫を居付かせたとして、総額55万8,100円の損害賠償を命じておりますが、原告が野良猫の侵入を防ぐために設置した防護ネットの費用も認められております。

以上の点を踏まえ、2点お尋ねいたします。1点目、野良犬、野良猫対策事業費20万円を町内において野良猫に餌を与えている方々に損害賠償請求をしてはいかがでしょうか。2点目、町内で野良猫に餌を与えることを禁ずる罰則付きの条例を制定してはいかがでしょうか。

最後にいつの間にか骨折早期発見についてお尋ねいたします。高齢化が進み、骨粗しょう症が原因で、背骨が潰れるように痛みを感じないまま、じわじわと折れる、いつの間にか骨折の方が増えております。厚生労働省によると、その有病率は60代女性の約10パ

一セント、70代女性の30から40パーセントと言われておりますが、痛みを伴わないため、放置され、折れた部分の上下にある骨が次々と折れる骨折連鎖を引き起こし、寝たきりなどの要介護になるケースも出ております。一方、60歳以上の女性で身長低下の自覚がある場合の53パーセント、背中の曲がりの自覚がある場合の63パーセントに骨折が見つかっており、これらの自覚症状がある方が検査に行ってもらえば、いつの間にか骨折の早期発見、早期治療につながるものであります。

海田町では、集団検診において、18歳以上の女性と40歳以上の男性は自己負担1,000円で定量的超音波測定法により骨粗しょう症検診を行っておりますが、椎体エックス線検査は行っておりません。また、身長低下や背骨の曲がり等がいつの間にか骨折の症状であることも周知がされておられません。厚生労働省の平成25年国民生活基礎調査では、要介護者の5人に1人が骨折、転倒、関節疾患が原因とされており、介護予防の観点からいつの間にか骨折の早期発見、早期治療が求められるものであります。

以上の点を踏まえ、2点お尋ねいたします。1点目、身長低下、背中の曲がり等の自覚症状がある場合、いつの間にか骨折の可能性が高いことを女性高齢者の方に郵送で周知してはいかがでしょうか。

2点目、自己負担1,000円で女性高齢者が椎体エックス線検査を受けられるよう、助成制度を設けてはいかがでしょうか。

以上、答弁を求めます。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）住吉議員の質問の1点目については教育委員会から、2点目と3点目については私から答弁いたします。

初めに、野良猫に対する餌やり対策についての質問でございますが、1点目については、野良犬、野良猫対策事業費でございますが、この費用は町に直接被害を与えた者に対する費用ではなく、野良猫のふん尿被害にお困りの方に対して、広島県の補助金を活用した町の施策の一環として、猫よけ道具を予算化したものでございますので、損害賠償請求は考えておりません。2点目については、海田町は広島県動物愛護センターの管轄区域であり、これまでも本町の野良犬、野良猫に対する施策は広島県の施策と協調して進めているところでございます。広島県動物愛護センターでは地域住民が主体となって、地域にいる野良猫の不妊去勢手術を行い、餌のやり方やふんの始末等に関するルールを定めて、地域で野良猫を適切に管理していくための地域猫活動を推進しています。

本町でも、条例制定の検討に入る前に、地域猫活動について引き続き周知啓発をする必要があると考えております。また、これまでも犬や猫の飼い方等について啓発チラシの作成配布を行い、今後は猫よけ道具の貸し出しも行うこととしており、地域猫活動の周知と併せて、対策を行ってまいります。

続きまして、いつの間にか骨折早期発見についての質問でございますが、1点目については骨折による身体機能の低下や認知症の誘発等を防止する点からも、いつの間にか骨折の周知は重要であると考えております。今後は広報かいたや地域の出前教室等で周知を行うとともに、来年度から、女性高齢者の方へ郵送による周知ができるよう、準備を進めてまいります。2点目については、集団検診において椎体エックス線検査ができる専用の骨密度検診車を調達することが困難であり、個別医療機関においても検査ができる医療機関が限られているのが現状です。こうしたことから、今後、どのような取り組みができるか、専門医や検診機関等にも意見を聴きながら研究してまいります。

それでは、質問の1点目については教育委員会から答弁いたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（田坂）住吉議員の選択制デリバリー給食についての質問に答弁いたします。学校給食を自校方式、親子方式、給食センター方式といった方法で実施する場合、そのための施設整備が必要であり、それらを新たに整備するとなれば、多額の導入経費が生じることとなります。本町において、現在、大規模な事業を計画していることを考慮すると、中学校給食の導入のために新たな施設整備を行うことは困難な状況にあるとの認識を持っております。

一方、デリバリー給食を導入した場合、子どもたちがそろって同じものをよそい、食べるという学校給食の大きな目的の一つが達成されないものの、導入経費を抑えることは可能となります。また、デリバリー給食が導入されれば、子どもたちに毎日栄養価が計算された給食が提供されることや、子育て世代の負担軽減という面でメリットがあるものと捉えております。

しかしながら、本町においては平成16年度から実施したデリバリー給食を申し込み者の減少から平成19年度をもって中止した経緯があり、この度、聴き取り調査を行った市町において申し込み率が予想を下回っていることを踏まえると、再度、デリバリー給食の導入を検討する場合には、導入に対する保護者の意向や申し込み状況を調査したり、それを受けての業務委託費などを精査したりするなど、慎重な対応が必要であると考え

ております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）まず、いつの間にか骨折の再質問、ここから入ります。周知の方法については是非お願いいたします。介護予防という観点から考えましても、まずこういった症状があれば可能性がある。最近、テレビのCMでも流していますし、昨日の中国新聞の広告でも全面広告を出してましたし、いつの間にか骨折という言葉は周知はされておりますが、どういった自覚症状が出るのかというのはまだそこまで周知されていないと思いますので、こちらの方は早急に進める、来年度から始めるということなので、そのとおりにしてください。ただ、この2点目の方、集団検診において骨密度検診車を調達することは困難になります、そのとおりですが、個別医療機関でもそんなに難しいものなんでしょうか。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）個別医療機関につきましても、町内の整形外科が全てその機械を持っている訳ではございませんので、その辺も含めて、今後は医師会等の先生とも相談しながら個別医療機関については研究していきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）そうなってくると、今度、いつの間にか骨折のことを周知しても、検査できるところがないという現状という形で解釈してよろしいですか。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）まずは、現在、集団検診で行っております超音波の骨密度検査をしっかり受けていただいて、要精密の方につきましてはしっかり医療機関で受診していただいて、その医療機関では椎体エックス線検査ができるしっかりした病院で受診をしていただいて、治療につなげていっていただきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）骨密度検査というのは、今までも質問しよった訳ですよ。そうじゃなくて、この一般質問にも書いていますように、自覚症状がありますよ、それが実はいつの間にか骨折の症状ですよ、かもしれないということが分かった方が検査に行きやすいような仕組みを作ったらどうかという趣旨なんですよね。だから、町は今、骨密度検査をやっています、それでおかしいなと思ったら病院に行ってみて調べてください、それをやっているのは分かります。そうじゃなくて、背骨が曲がると、身長が低下すると、あるいは

は腰が痛いのもあるそうですけども、そういった方が、あら、ひょっとしたら私はいつの間にか骨折かなと気付いたときに検査に行きやすいような助成制度を設けたらどうかという趣旨なんです。そういった部分はどのように考えていらっしゃいますか。今の保健センター所長の答弁だと、従来どおりの骨密度の検査から行くルートはありますよ。でも、新たに自覚症状が、これがそうなんだと分かった方が検査に行く、そういったルートも確保して、あるいはそれに関する助成制度ですよ、そういったものを作ったらどうかということなんです。確かに医療機関は限られておりますが、ゼロじゃないんですよ、県内。町内もゼロじゃないんですよ、今の答弁だと。ということは、あるんですから、そこは助成制度を設けることは可能のように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）今後、個別医療機関についての実施や助成制度については、しっかり研究していきたいというふうに、専門医等の意見も聴きながら研究していきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）ここは今後に期待いたしましょう。実際、医療機関とも相談せにゃならんでしょうし。現在、今のところまだそういった話は医療機関とはしていないんですね。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）医療機関等々は機械があるかどうかの確認はしましたが、そこまで詰めた話は、今後話をさせていただければと思います。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）今後に期待します。次、デリバリー給食の再質問ですが、これ、答弁、結局、何をどうするんかという答弁がありませんよね。慎重な対応が必要であると考えております、いや、感想述べてくれいうんじゃない、どうするのかと聞いたんです。この答弁が抜けているので、お願いします。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）7月、8月、9月と、他の市町についての調査を行いました。実際に、3市町にはまいりました。その結果を精査したところ、自校給食、センター給食、親子給食では、議員がおっしゃったとおり、かなり金額的に厳しいものがあると。ただし、デリバリー給食に関しては安価で済むんですけども、以前に中止した経緯がありま

すので、これを実施するに当たっては、しっかり保護者の方の御意向も伺いながら、きちっとした体制でのデリバリー給食の実施が必要ではないかと考えています。現時点ではそのようなまとめ方としております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）分かりやすく言えば、デリバリー給食はやらないんですか。そういう答弁なら分かる。これ、慎重な対応が必要だと考えております、誰も感想文をここでしゃべってくれと言うとるんじゃない。やるんかやらんのか、この問題、昨年度でしょう、PTA連合会から要望が上がって、そこでデリバリー給食という話じゃなかったですね、完全給食。ただ、今、私が言ったように、今の海田町、将来的な財政状況を見ると、20年後はちょっと厳しくなってきましたよと。最低限デリバリー給食、本当にどうしても必要な子どもたちにはデリバリー給食を出したらどうかという話をさせていただいているんですね。もうこの話、1年間続いているんですよ、いろんな議員がしながら、一般質問。にもかかわらず、何ら答えが返ってこない。やるかやらんか、完全給食なのか、デリバリー給食なのか、親子給食なのか。何をやるんかやらんのか、さっぱり分からん。どうされるんですか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（田坂）給食の導入に当たりましては、ご指摘をいただきましたとおり、デリバリー給食を念頭に置くことが現実的というふうに考えております。それに当たりましては、まず、導入に対する保護者の意向や申し込み希望を調査したいと考えておりますので、まず、保護者の調査をさせていただきたい。それをもって、判断をさせていただきたいと考えてございます。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）保護者の意向いうて、1年前にPTA連合会から要望が上がって、未だに保護者の意向が分からんというのが、私、納得いかないんですよ。こんな小さい町ですよ。中学校2校、すぐ、自転車で行っても30分も掛かりませんよ。なぜ、未だに保護者の意向が把握できてないんですか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（田坂）給食に対する保護者の気持ちということについて、アンケートという形で全員に取るという形での調査をさせていただきたい。これまでの学校の意識調査等での大きく、こんな意見がありましたということではなくて、一定の、まだ何も決めては

おりませんけども、どの学年の保護者全員にとりか、何学年から何学年全員に、そのような形で、例えば、デリバリー給食を実施するとしたら申し込みはされますかというような個別の調査をさせていただきたい。そこでどれぐらいの申し込みがあるかとか、どういふ思いがあるかということ判断の材料の一つにさせていただきたいと考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）その保護者全員の意向調査というのも大江議員が過去何回か一般質問で言ったんですよね。アンケートを取ったらどうか、給食に関してのみ限定して。それをやらない、やらない、今頃になって参考にしたい、おかしいでしょう。他の市町を調査する前にまず本来であれば、町内の中学生の保護者の意向を酌み取るのが、本来、先だったんじゃないんですか。その上で、他の市町はどうなんだと調べるべきではなかったんですか。

と同時に、意向がどうであれ、給食が必要な子がいるんでしょう、連合会から要望が上がったということは。利用率が低かろうが何だろうが、今現在、弁当給食は確かしてると思うんですけども、それじゃ、納得がいかなから給食を出してくれという要望が上がってきているんでしょう。

県知事が選挙に当選した後、中国新聞かどこかのインタビューに答えていましたけども、子どもの貧困対策の関連から、食の確保という面において、中学校の給食も考えていくと。そうした趣旨のことを答えられているんですよ。昨日だったか今日だったか、広島県独自の子ども貧困対策の調査の暫定値出ましたね。生活困難者、児童生徒、4人に1人は生活困難。悲しいかな、それが今の広島県ですよ。株価が上がりました、景気は良くなりました、実際には収入は増えとらん。生活困難の該当する要件、世帯収入が低いか、公共料金の支払いができなかったことがあるか、誕生日のお祝いができなかったことがあるか、この三つのうちの二つが当てはまるのが生活困難世帯、だったかな。この二つに当てはまる子が4人に1人もいるんですよ、広島県で。海田町はどうか知りませんよ。

ということは、食の確保という観点も必要でしょう。アンケートを取りました、要望が1割しかありませんでした。その1割の子を、海田町教育委員会は見捨てますか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（田坂）ご指摘のように、これまで個別なアンケートは取らないというふう

弁をしてまいりました。その中で本町を除く22の市町を經常経費等をお尋ねし、また聴き取り調査も行った結果、できるとすれば、方式としてデリバリーしかないということがほぼ明らかになったところでございます。そうなりますと、デリバリーについては10年前に一度中止をした経緯もでございます。そういうことを考えますと、どのような希望の状況かというのは全体ではなくて個別に積み上げて把握をした上での判断が必要だというふうに考えております。

給食の目的は幾つかありますけど、ご指摘のとおり、子育て世代の負担の軽減であるとか、福祉の観点ということも必要ではありますけれども、多額の公費を用いて、改めてこの制度を復活するということになりますと、一定の慎重な判断が要するというふうに考えてございます。そのためには、保護者の皆様方がどのような思いを持っておられるかということ把握することが必要かなと思います。見通しの持てない中でアンケートをするということは躊躇しておりましたけども、答弁申し上げましたとおり、新たな施設というのは難しいけども、可能性としてはご指摘いただいたデリバリーは選択肢の中ではあるということ、改めて認識をしましたので、そこからのリスタートということでもアンケートということを考えているところでございます。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）福山市が確か今度完全給食を始めるんでしょう。全国的に完全給食を始めてるんですよ、中学校。不本意なんですよ、本当は、デリバリー給食をやれということは、議員としては。よそと同じように完全給食をやったらどうかと言いたいんですよ、本当は。でも、財政上厳しいでしょう。ほかにもやらにやいかんこといっぱいあるでしょう、海田町。待機児童対策もそうじゃし、福祉対策もそうじゃし。だから、最低限のデリバリー給食をやったらどうかということやったんですよ。それすらまだ慎重に慎重に、これからアンケートを取ります。じゃ、いつ答えを出すんですか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（田坂）繰り返しになって恐縮ですけれども、改めてこの制度を再開することになりますと、まずは、必要な経費がどれくらい掛かるかとか、保護者負担がどれくらいになるかとか、業者との詰めや意見聴取も必要でございます。それを踏まえないと、こういう条件でというものが無いと、アンケートも大変失礼なものになりますので、そういうものを整えアンケートを取って、それを集約して、できるだけ早くに方向性をまとめたいというふうには考えております。

- 議長（桑原）住吉議員。
- 8番（住吉）そのアンケートとやらは、いつやるんですか。
- 議長（桑原）教育長。
- 教育長（田坂）今申しあげました必要な経費や材料費、保護者負担分、あるいは業務委託に掛かる諸条件などを精査しまして、それが整い次第、アンケートを取りたいと考えております。
- 議長（桑原）住吉議員。
- 8番（住吉）その費用うんぬんの諸条件が揃うのはいつですか。
- 議長（桑原）教育長。
- 教育長（田坂）まだ、ちょっと何とも、いつということが申しあげられませんが、対応できる範囲で対応してまいりたいと思います。
- 議長（桑原）住吉議員。
- 8番（住吉）単刀直入に聞きましょう。教育長、いつ答えを出すんですか、給食の問題、中学校の。ゴールを決めなきゃスタートする訳ないでしょう。この問題、もう1年ぐらい続いているんですよ。ゴールはいつなんですか。期限はいつなんですか。答弁がころころ変わるんですよ。保護者のアンケートを取らない言うとして、今度取ります言うたり。いつまでに決めるんですか。目標がないんですよ。今の答弁だと、幾らでも先延ばしできるんですよ。いつなんですか。
- 議長（桑原）教育長。
- 教育長（田坂）議員がご質問の中でおっしゃられた来年度にはというのは難しいというふうに、今、考えておりますが、そうなりますと、次年度というのが一つの目安になると考えてございます。
- 議長（桑原）住吉議員。
- 8番（住吉）分かりやすく、再来年度ということでしょう。何で海田町はこんなに給食の問題、時間が掛かるんですか。保護者の意向調査すらまだしていないんですよ。よそは完全給食始まっているんです。分かります、完全給食。全生徒に給食ですよ。海田町は県内でもまだ2番目に財政状況が良いんですよ。逆に言ったら、よその市町はうちよりも財政状況が悪いんですよ。それでも完全給食するんですよ。さっきも言いましたが、議員が次善策を求めること自体が、本来、私、不本意なんですよ。でも、将来的に考えたら、やっぱりできんかのう思うて。福祉関係やらにゃいけんこと、まだまだいっぱい

ありますし、要支援1、2も地方に任されて、今後は、多分要介護1、2も地方がやることになる、介護保険の枠から外れて。そんなことにも金が掛かる。子どもの人口が推計人口よりもはるかに上回って待機児童を生み出しておる。更に、今後、マンションや住宅がいっぱい建つ。ということは待機児童対策ばんばん力入れにやいけん。保育所だけじゃない、児童クラブも当然待機児童を生み出すでしょう。やらにやいけんことがいっぱいあるから仕方ないから次善の策で選択制デリバリー給食をやったらどうか。

単純に言えば、中学校の給食をやったらどうかという話を幾多の議員がこの1年間やり続けてきた結果の答えが何も出てない。なぜ出せない。確かに10年前失敗しました。10年前と今じゃ社会状況違うでしょう。共働き世帯の比率も増えているでしょう。女性の社会進出も増えているでしょう。ひとり親世帯も割合も増えているでしょう。社会状況が10年間でがらっと変わっているんですよ。一度失敗したことはもう手を付けるなどというのが海田町の教育方針ですか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（田坂）一定の経常経費を継続的に必要とする事業を開始するということになり、やはり、長い目で見て、町民の皆様方に納得していただける、そういう判断をしなければならないと考えてございます。そういう意味で、これまでアンケートを取るということは教育委員会としては考えてございませんでしたけども、そこからスタートをして、どのような施策を展開することがその町民の皆様にとって長い目で納得していただけるかということを考えるには、次年度のスタートからというのは難しいというふうに考えてございます。したがって、準備を整えまして、検討を重ねて、次できるタイミングという、その次の年度かなというのが私の考えでございます。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）今、ふと気になったことがあるんです。去年、PTA連合会で要望が出ましたよね。その要望は具体的にはどういったことなんだろうかということをPTAに確認しましたか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（田坂）文面によって要望が出されましたので、その文面をもって確認をいたしました。実際、アンケートをいただいたときに、PTAの方ともお会いしましたが、直接、給食の話を、詳細を尋ねるといことはしてなかったと記憶しております。

○議長（桑原）住吉議員。

○ 8 番（住吉）もうやる気がないならやる気がないと言やええじゃないですか、答弁で。本来、PTA 連合会から要望が出たんなら、ちゃんと確認するのが筋じゃないですか。それもしない。何か知らんけど、他の市町の意向ばかり調査して、保護者の意向を全然調査しない。1 年経ったからもう一遍一般質問出してみたら、考えておりますという何か感想みたいなことを述べられる。結局、海田町教育委員会としてはどう考えているんですか。やる気があるのかやる気がないのかと聞かれたら、どう答えますか。

○ 議長（桑原）教育長。

○ 教育長（田坂）給食については、様々なメリットがありますから、これはやりたいという気持ちがありますけれども、諸々の条件やその他のこと、よくよく考えた上でそれは判断しなければならないと思います。給食のメリットや意図、そういったものは十分承知をしております。それを踏まえると、給食の有用性というのは十分認識をしているつもりでございます。

○ 議長（桑原）住吉議員。

○ 8 番（住吉）有用性を認識うんぬんじゃない、やる気があるのかないのかと聞いているんです。

○ 議長（桑原）教育長。

○ 教育長（田坂）その認識の下で、状況をしっかり把握をして、判断をさせていただきたくと考えております。

○ 議長（桑原）住吉議員。

○ 8 番（住吉）いや、やる気がないもの、調査するだけ時間と金の無駄でしょう。やる気がないんじゃないと答えりゃいいじゃないですか。金が掛かるからできません。金を掛けて他の市町の意向まで調査して、今度、保護者のアンケート、やらないといった保護者に対する意向調査もして、どのくらい費用が掛かるか調査をして、最終的にやりませんと言うたら、何やそれという話になるんですよ。まず、やる方向で進んでいるのか、それともやらないと決めているのか、それがはっきりしないんです、この1年間、教育委員会の答弁が。どっちなんですか。やる方向で今進んでいるんですか。それとも、やらないための理由を探すために今一生懸命調査しているんですか。どっちですか。

○ 議長（桑原）教育長。

○ 教育長（田坂）やらないということのために、このような調査や答弁はしておりません。

○ 議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）ということはやるんですね。再来年度ぐらい。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（田坂）しっかり状況を把握した上で判断させていただきたいと思います。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）切りがないので、ここは最後、町長に締めてもらいましょう。町長自身はどう考えていらっしゃる。いろんな議員がこれまで町長に考えを尋ねてこられたと思うんですよ。御存じのように、広島県内も9割方、完全給食実施ですよ、中学校の。そういう状況下において、海田町は、まだ、弁当給食と、ミルク給食はしよるんかな。ぐらいなんですよ。全国的に見ても9割近くの中学校は完全給食をやっとる中で、海田町としては、これは町長としての方針です。方針というか、考えでもいいです。やるやらんどちらでもいいです。どのようなお考えですか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）今、教育長が説明しましたように、過去、廃止した経緯がございます。その経緯は、基本的には執行部の提案の中に行われたものでありますし、そういった失敗を繰り返さないということが、まず、私の方としては基本に考えないといけないというふうに思います。先ほど、教育委員会の方からそういった旨を説明されたと思いますので、その意向を受けて、私の方は総合的に判断をさせていただくような形にはなるかと思えます。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）町長が総合的に判断されるいうんだから、その言葉を信用して待ちましょう。ただ、時間を掛け過ぎですよ、この問題、明らかに。

最後に、野良猫の餌やりに対する再質問。損害賠償をしない、地域猫うんぬんかんぬん、ふと気になったことがあるんですよ。この野良猫対策事業で、猫よけ機、県の金で20万円を出して買ったのは、とあるエリアでトラブルがございましたよね。住民の方からクレームが上がって。ふと思ったんです。海田町は、平成18年に、海田町美しいまちづくり条例というものを施行していますよね。3月に成立、7月に施行されたと思うんですよ。平成18年7月。その第10条、こう書かれているんですよ。犬、猫その他愛がん動物の所有者又は管理者は、公共施設等その他第三者が管理する場所に飼い犬等がふんをしたときは、直ちに回収し及び持ち帰り適正に処理しなければならない、この第10条に違反した場合、どうなるか。第14条、町長は、第7条から前条までの規定に違反した

者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる、この指導勧告に従わなかった場合、第15条、町長は、正当な理由がなく、前条の規定に従わない者に対し、期限を定めて必要な措置を命ずることができる、この命令にも従わなかった場合、第16条、町長は、前条の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなくその命令に従わないときは、その旨を公表することができる、と、3段階に分かれていますね、10条に違反した場合。前回、竹本議員が一般質問に出されましたけども、そのくらい問題になることありました。明確に第10条に違反していますよね。その方々に対して、この14条から16条までのどこを適用しましたか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）海田町美しいまちづくり条例で、今、議員がご指摘の第10条のところ、私も、いろいろあったときにこの条文を見ました。犬、猫その他の愛玩動物の所有者または管理者というような規定になっております。所有者というのは非常に分かりやすい言葉で、犬の飼い主、猫の飼い主、その次の管理者というところ、そこはある一定の条件の下にそういった動物を管理しているものと読める。野良猫に餌をやっている者がどのような場合に当たるのか、これもいろんな損害賠償のところがあって、野良猫に餌をやっている人がその野良猫の占有者となるかというところで、判例は少し分かれているところがありましたので、この条文はありましたけども、ここを猫の餌やりさんに説明をしてというところではなくて、一般的な動物愛護法であるとか、県の動物愛護管理条例等の説明をさせていただいたというところがございます。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）判例が分かれているというのであれば、これ、適用も可能だったんじゃないんですか。できないという判例であればいいですよ。法解釈であれば。できないと明確な法解釈がないのであれば適用すべきだったんじゃないんですか。じゃないと、この条例もやめちまえという話をせないけないですよ。役に立たないし。どうなんですか。管理者には当たらないという法解釈が今成り立っているんですか。こうやって定期的に野良猫に餌をあげている方々。私は今回、一般質問の時点で通告に書いている判例、判決文を読んでいると、管理者として認められているんですよ。それこそ飼い主とまで。定期的に餌をやっている方は。その判例からいくと、明らかにまちづくり条例の管理者に値すると思うんですけども、その辺はどのように解釈される。今の答弁を聞いていると、何か適用できるのに適用しなかった、何かトラブルを避けるため、面倒くさいこ

とを避けるために条例を適用しなかったというふうにも聞こえるんですよ。実際、どうなんですか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）まずは、この美しいまちづくり条例の話をする前に、動物愛護の法律の趣旨を相手方に説明したこと。それから、路上で猫の餌やりをすることに、議員も御承知だと思いますけど、明確な規定が今のところございません。ですから、道路で餌をやる場合は、道路にごみをまき散らす、そのまま餌を置いて帰った場合、廃棄法、廃棄物の法律に引っ掛かるよと。ですから、そこら辺の法律を説明して、こちらとしては町長答弁にもありましたように、地域猫活動に誘導していくところがございましたので、適正な管理をして、地域の方に自分たちの行動を認めてもらうことができるようなことをしなければいけない。まず、そういうところで餌やりさんの方に説明をさせていただいたというところでございます。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）説明して、その方々は餌やりを止めたんですか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）そこについては、お止めにはなっておりません。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）やめないから、こういった猫よけ機を20万円で購入したんでしょう。とすれば、ふん尿被害にお困りの方に対して補助金を活用して、猫よけ道具を予算化した。この広島県の補助金といっても、元は我々の税金ですよ。それは特定のそういったルールを無視された方々のために20万円を払う。本来であれば損害賠償請求すべき案件じゃないんですか。その辺で猫に餌をやる、無秩序に。だから、ふん尿被害が出て困る方がいるから、猫よけ機などというものが要るようになっちゃったんです。餌をやらなければ、この猫よけ機要らないんですよ。本来であれば、この20万円は損害賠償すべきじゃないですか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）町長答弁にもございましたように、町がいわゆる直接の被害を受けたものではない、いわゆる民法上の損害賠償の要件行為の中に、損害の発生とその因果関係というものがしっかりとないと、町の方からは損害賠償の提起というのは難しい。そういったことから、今回、町長答弁にもございましたように、損害賠償の方はし

ないというふうに答弁をさせていただいております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）町道等にはふん尿はなかったんですか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）もちろん、議員がおっしゃるように、駅前のところだけではなくて、公園にでも河川敷でも、犬であるとか猫のふんというのはあると思っております。ただ、それについて、当然、何かそれを職員が拾ったイコールそれが損害賠償のものになるかという、そこは少し違うのではないかと。あくまでも損害賠償はそこに違法性がある、その損害の発生がある、最後に因果関係がある、最終的にそれを請求する請求主体が必要だということの判断で、猫よけ機についてはあくまでも町がお困りの方に対する施策の一環として購入させたものであるということでございまして、損害賠償の請求はしないというふうに整理をしております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）損害賠償に関しては分かりました。となると、今後、同じようなケースがあった場合、どんどんどんどんこういった猫よけ機を購入するようになりやしませんか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）町長答弁にもございましたように、広島県の動物愛護センターの管理区域の中で、町もそれに合わせた施策を取っておるところでございます。地域猫活動は野良猫排除する訳ではなくて、不妊去勢手術を用いて適正に処理していく。そうすれば、野良猫というのは寿命が3年から5年といわれています。適正に管理すれば、いつの間にか、理論上はいなくなる。とは言いましても、それにはやはり時間が掛かるといところから、今すぐでも猫の迷惑なところは防ぎたいといところのために、併せて購入を決めたといところでございます。

これは広島県の地域猫活動ガイドラインというのが出ておるんですけども、前段はほとんど地域猫活動の活動に記載がされております。最後の方でそれでもやはりいところについて、レモンの皮を置くであるとか、木酢液を撒いて被害を軽減するとか、その一環として超音波装置というのも記載されておることから、それに合わせた今回施策を補助金を活用して打ってみたといところでございます。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）そもそも本来、地域猫活動ということがあり得ないです。餌だけやって、

ふんの始末だけして、後は知らん顔。餌やるんなら責任を持って家で飼え。野放しにしている時点で動物虐待でしょう、本来は。地域猫活動といいますのは、野良猫の不妊去勢手術を行う、そして帰す。

これ、アメリカもやっていたんですね、昔。TNR活動。ところが、2009年にアメリカの連邦政府の魚類野生動物サービス庁、野良猫TNRは成功例が一つもない。明確に否定したんです。以降、アメリカは野良猫の餌に対して厳しくなりました。飼い猫の登録の義務、ワクチン接種の義務、各家庭での飼育数の制限、そして野良猫への餌やりも禁止、これらを条例化していつているんです。違反者には罰金刑プラス刑事罰。ワシントン州だったかな、議会の承認を得ずにTNR活動をやることを認めたら、住民が裁判を起こして裁判所は活動禁止を命じた。ドイツでもやはり条例化しています。ベルギーは条例を通り越して法令化しています。

日本が異常なんです、野良猫の餌やりに関しては。何でアメリカがここまで厳しくしたかと思ったら、結局、野良猫をそこで生かすことによって、本来そこに住む野生動物の生態系を破壊するじゃないですか。2点目はふん尿の被害。後は、病気の感染、拡大の被害ですね。猫から病気がうつる。実際、ごくまれな例ですけど、日本でもかまれて死んだ方がいましたよね、猫に。そして、3点目が私が言いましたように、新たな猫の虐待じゃないか、餌だけやとくというのは。外で飼っている猫が長生きできる訳ないです。車にも敷かれ、感染症にも罹り、寒さに震え、あるいは虐待を受けるかもしれない、人間によって。猫嫌い。

本来、地域猫活動というのであれば、飼い主、自分が飼うか里親を見つけるか、どちらかじゃないんですか。非常に中途半端な活動なんです、地域猫活動というものは。分かりやすく言えば、動物を飼うことの煩わしさを除いた部分、餌やって、猫ちゃんかわいいですね、猫を動物として見ていない、おもちゃとしか見なしてないでしょう。かわいいと思うなら飼え。自分ちで飼えなきゃ、里親探せばいいじゃないですか。うちでもペット今まで飼ってきましたけども、口が付いているものを飼うのはすごい煩わしいんですよ、手間掛かるんですよ。それらをひっくるめて全部かわいいんですよ。地域猫活動をやる人は猫を動物として見ていない、おもちゃとしか見ていない。煩わしい部分受けないんですから。地域猫活動を推進します。言い換えれば、動物虐待を海田町は推進しますよということですよ。いいんですか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）あくまでも地域猫活動は、もともと広島県は猫の定点引き取りと
いうのをやっておりました。抹殺処分ですね。それをやめた。じゃ、どうするかという
ところの対案として、いわゆる地域猫活動を始めたものであって、それはいわゆる動物虐
待ではない。これは私もそういう認識ですし、広島県の動物愛護センターもそれは虐待
ではないというところで、地域猫活動を動物愛護管理法に基づいてやっているというこ
ろでございます。そこについては、ちょっと申し述べさせていただきたかったんですが、
後は、他の市町の条例というものもいろいろ研究させていただいています。勉強もして
おります。ただ、それを見ると、猫の餌やり禁止条例、餌やり禁止というところだけが非
常にクローズアップされているような側面もあるのかなと思っております。その条例の
主眼というのは、地域で猫を育てるとというのが、一つの、京都市であるとか和歌山県
の条例であるとか見ましても、そこに一つの主眼が置かれているというふうに私は理解し
ております。まずは、その餌やり禁止だけちょっとクローズアップされていますけど、
動物との共存も罰則条例の中の目的の一つでもあることから、今までの県の方針とい
いますか、それに合わせた取り組みをちょっとやらせていただきたいというふうに考え
ております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）広島県も何を考えてるか、地域猫活動。人んちの家の近所で猫飼っても
いいですよという話でしょう。ふんの始末さえすりゃ。根本的に考えて、要は、定点回収
して殺処分。それ、批判を浴びましたからやりません。じゃ、猫ちゃん、どうしましょ
う。どこかその辺で皆さんで面倒を見てくださいますというところのようなもんです、地域猫活
動というたら。めちゃくちゃじゃないですか。猫、かわいそうでしょう。ほんなら、里
親探しに力を入れにゃいけん話を、地域で飼ってください、餌をあげたらかわいいでし
ょう。家で飼うんじゃないから、煩わしいことしなくていいから、楽でしょう。でも、
その辺の人うるさいからふんの回収だけしてくださいね。猫はおもちゃかい。逆に、そ
の辺に住んでいる方にしてみりゃ、今までおらんかった猫がいきなりやってくるん
ですよ。当然、猫ですから、道路と敷地の境界線なんて分かりませんよね。ここから先、こ
のおじさんちの家だから入っちゃいけない、分かる訳ない、猫は。入りますよね。その
責任、誰が負うんですか。海田町は地域猫活動を推進するような感覚があるようですが、
何かその猫が庭に入って器物損壊して、あるいは人にかみついた、その地域猫活動の猫
が。誰が責任を負うんですか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）地域猫活動の猫が何かしたというところについて、先ほどから判例ばかり言うといけんのかもしれませんけど、そういった判例もございました。要は、その猫のいわゆる占有者としての義務を怠ったというような判例も見ましたが、あくまでもそれはいわゆる損害賠償の民事上の話の中で、そういった判例があったというところで個別の個々のケースがあるんだらうと思うので、今、そこに入ったらそれは誰の責任だというようなことを、ここで断定の答弁はできない。ただ、そういった判例があるというのも事実でございます。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）まず確認です。海田町は猫の餌やり禁止条例を作る考えは今のところないと、そういう禁止条例を作る考えはないというふうに捉えてよろしいですね。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）海田町といたしましては、広島県と協調しながら、地域猫の方策でやっていきたいと考えておりますので、現在のところ、条例を制定する考えはございません。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）分かりました。極端に言えば、私が役場の敷地内で猫を飼ってもいいんですね。地域猫活動に沿った活動をすれば、役場の玄関前であろうが、地下駐車場であろうが、私は餌をやってもいいんですね。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）地域猫活動というのは、餌をやるグループ、ボランティアさんであったり、動物愛護団体だったりの方が、いわゆる地域で場所を決めて合意をした上でやるということでございます。極論の方に行ってしまうとどうかなとは思いますが、全く知らない人がどこか公共施設の一部に小屋を造ってやるというのは、明らかにそれは公共としても認められないことでございますし、当然に役場の地下に誰かが勝手に猫を飼い出したら、当然、それは庁舎管理の総務課の方だと思いますけど、その猫を持っておうちで飼ってくださいというふうなことは当然言うだろうと、言うべきだと、そういうふうに思っています。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）無責任でしょう、推進しておきながら。飼ってもいいですね、認めにゃい

けんでしょう。地域猫活動を推進するんですから。断れないですよ。推進するんですよ、地域猫活動を。ルールを守ります、ふんの始末もします、だから、役場で飼ってもいいですねといったら、断っちゃ駄目でしょう、推進する立場なんだから。役場は引き受けません、どこかよそのその辺でやってください、人んちの前でやってください、おかしいでしょう、それ。推進する立場なら、まずここで飼いなさいよ。何でしたら、町長ちの前とかね。推進します、でも引き受けません。どうかよそでやってください。それはどうなん。無責任じゃないですか。無責任いうか、虫がよすぎるんじゃないんですか。猫を外で飼うことによる被害、被害という言い方も大げさですけども、やはりふん尿の被害が出るでしょう。植木鉢ひっくり返したりとかね。地域猫活動を推進する海田町であるならば、役場や公民館、ひまわりプラザ、保育所、小学校、そこで飼ってもいいですよ。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）あくまでも地域猫活動というのは、一定のルールを定めて、そのルールの上で地域で猫を育てていって飼っていこうという活動でございますので、特定の公共スペースならいいだろうとか、公園なら誰にも迷惑掛からないだろうと、そういうもんでなしに、やはりお互いが納得した上で実施していくものと考えております。そういう意味では、皆さん、話し合いながらそういった活動を広めていく、これが一つ広島県と海田町が協力してやっていかなければならない施策だと考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）切りがないけえ、いいかげんやめるけど、無責任よの、何か話ししよったら。町は知らん、でも、地域で飼え。ルールさえ守りゃ、地域で飼え、その辺で飼ってもいいですよ。ルールさえ守りゃ。でも、役場は知りません、海田町は知りませんよ、場所は貸しませんよ。虫がいいよね。そんなんでルール守ってもらえる訳ないじゃないですか。

実際、そういった分で渋谷区でもトラブルあったんですよ。とあるビルの敷地で飼いよったんです。当時の所有者はいいですよ。段ボールで作った大きい猫小屋も置いとったんですよ。所有者が変わりました、どかせえ。その地域猫活動のグループの方、どうしたと思いますか。どかさんのんですよ。そうなるんですよ、最終的に。外飼いを認める行為、そんなことをしたらぐちゃぐちゃになるのが目に見えとるじゃないですか。

逆に地域猫活動を推進するんであれば、そのルールを犯した場合の罰則を設けにや、

切りがないでしょう。そもそも野良猫に餌をやるのが正しいのかどうかという議論すらされんままに、地域猫活動を推進します、アメリカじゃあとつくに失敗したことをね。環境美化の観点から、動物愛護の観点からも、どう考えてもおかしな話でしょう。猫嫌いな人にとってみたら、その辺で飼われたら迷惑ですよ。文句言うたら、ルール守っています、地域猫活動ですって言われたら、反論できないでしょう。その辺のことを、全然考慮していないでしょう。さっきの判例の分でも紹介しましたが、猫嫌いの人にとってみたら困るんですよ。猫好きの人でも1匹、2匹ぐらいならええわい。まとまって来られたら嫌ですよ。

そもそも動物を放し飼いにすることが正しいのかどうなのか、飼い主のいないペットに餌をやるのが正しいのかどうなのか。そんな議論もないままに、地域猫活動、ふん尿をまき散らされても、掃除されんでも、損害賠償も、町が被害を被らにやできない。本来は、餌やりを禁止して、一定のルールがあれば餌やりはそのグループにしてもいいですという話ならいいんですけども、ルールも何もないままに地域猫活動なんて認めたら無秩序でしょうが、そこは。やはり、京都市や、和歌山市がやっとなのかな、のように一定のルール、罰則付きのルールを設けんことには、無秩序になるでしょう。京都市の条例ですら、地域猫制度に反対している方から言わせれば、ざる法とかじゃないですか。逆に、地域猫活動をしている方々から見たら虐待法とか言われるんですよ。

最終的に、猫をどうするのか、今言ったように、議論を全てすっ飛ばしていきなり地域猫活動と言っているから、これから先トラブル起るでしょう。

これ、もう切りがないので、最後、町長のお考えをお伺いします。確かに地域猫活動、聞こえはいいですよ。私も動物好きですからね。かわいいですよ。でも、かわいいだけでは無責任ですよ。動物を飼うからには、ほかにもやらにゃいけんこといっぱいあります。私がおるときには猫を飼ったことはないけども、犬やら熱帯魚やらインコや、りすやら飼いました。たまに犬にも噛まれました。それでもかわいいんですよ、手が掛かる。それが本来の動物愛護じゃ思うんですよ。煩わしさを抜きにして餌をやって猫ちゃんかわいいですねって、そのような地域猫活動、近隣住民にとつたら、ひょっとしたら大迷惑な話かもしれない。その辺に猫がいる。うちの中に入ってふんをする。そもそも犬猫は飼い主や飼い主側がふんを始末しなさいと言うとんのに、その辺でふんやおしっこをされてる。植木鉢ひっくり返したり。そのような地域猫活動、町長は本当に推進されるおつもりなんですか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）先ほどから答弁の繰り返しにはなっておりますが、広島県の動物愛護センターの考え方も含めながらいろいろ調査研究しております。今は猫の話が出ておりますが、いろんな地域においてもいろんな形の動物を放し飼いにする、要するに囲いの中に入れない、そういった動きは出てきておりますし、そこらは住民の方々といろんなルール、または共存する形態をいろいろ議論される中で進められていると思います。当然、宮島とか大久野島とかいろんなところありますよね。そういったところを踏まえながら、やはりお互いの共存をどのような形で進めていくかというのが大事な議論でございますから、それは、今、住吉議員のいろんな指摘もありますので、そういったところを今後しっかり研究しながら、ここにも書いてありますが、条例制定に入る前に、まずはそういった方法論で検討を進めていきたい、対策を講じていきたいということでございますので、その動きを見ながら、お互いいろんな立場の人がおられますので、そういった御意見等も踏まえながら、やはり進めないといけないというふうに私は考えておりますので、県の愛護センターの考え方も含めて、まず、そこをしっかりと調査研究しながら進めていきたいというふうに思います。

○8番（住吉）終わります。

○議長（桑原）6番、兼山議員。

○6番（兼山）6番議員、兼山です。本日は大きく3点質問いたします。

海田市駅南口の今後について。平成29年10月、建設産業委員会開催中に、海田市駅南口土地区画整理事業後の民間宅地の土地利用計画について情報提供のみがありました。平成28年9月に策定されました第4次海田町総合計画後期計画は、まちまるごとオンリーワンをスローガンにして、4校区に分け、それぞれ、まちまるごとオンリーワン戦略を立てています。

以下に問います。1、11億円以上の税金を掛けての海田市駅南口土地区画整理事業後の今回の土地利用は、町の意向に沿う、町が描いていたとおり期待すべきものとなり得たのでしょうか。区画整理事業後の効果ポイントにつきましては、町としてどこを評価し、町民に対しまして、いつどのように示されるものでしょうか。2、整理区画内に対する法の担保、規制誘導はできましたでしょうか。結果として将来にわたって、にぎわいを創出できる町の玄関口としての駅南口となったかどうか。3、今後、町として区画整理区域の土地利用や地上権や賃借権などを有する建物の使用について、方向性や考

えはあるのかどうか。

大きく2点目。海外出張中の職務代理について。本町におきましては、10月19日木曜日未明から台風21号が接近しており、町長の海外出張中に暴風圏域に入る恐れがありました。平成29年10月21日土曜日から平成29年10月28日の土曜日の日程で、西田町長は海外出張されたそうであります。当然ながら法に則りまして、首長の海外出張期間中は、地方自治法第152条第1項の規定により、職務代理者は副町長、置くべき事項となります。災害時は、対策本部長となる町長自らの海外出張の間、町長はどのような指示をされたかどうか。

教育大綱について、大きく3点目。教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第1条の3の規定によりまして、総合教育会議において協議しまして、地方公共団体の長、海田で言いましたら、海田町長が策定するものであります。本町では、平成28年度から32年度までを計画期間とする海田町教育大綱を策定しております。この大綱は、国の第2期教育振興基本計画を参酌して策定されたものでありまして、この大綱を反映させた具体の海田町夢未来ビジョン、これを毎年度策定するものとされております。この総合教育会議は地方公共団体の長、それが招集し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、地教行法と言います、第1条の4、第1項の第4号により、教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策の協議、調整などを行うとされております。

以下に問います。1番、総合教育会議は、これまで何回招集し、どのような協議事項がありましたでしょうか。2番、中学校完全給食について総合教育会議で協議したことはあるのかどうか。また、町長は、職員や教育委員会に施策や事業の検討をさせるとき、期限を付けているのかどうか、3番、教育大綱を反映させた夢未来ビジョンについての内容はどのようなものだったでしょうか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）兼山議員の質問の3点目の3番目については教育委員会から、それ以外については私から答弁いたします。

まず、海田市駅南口の今後についての質問でございますが、1点目については、都市型住宅の導入は現時点では達成することはできておりませんが、従来の保線施設や倉庫から土地利用転換され、商業利用されることとなったことは、町の意向に沿う結果になったと考えます。今後、広島市東部地区連続立体交差事業や街路事業などの整備が進む

ことで、駅北口と合わせて駅南口の区画整理事業の効果が更に増大すると考えておりますので、引き続き、拠点づくりと計画的な土地利用の推進に努めてまいります。また、効果ポイントとしては、駅前広場などの公共施設の整備によるバリアフリー化の進展や交通結節機能の強化による利便性の向上、商業施設の立地に伴う駅周辺利用者数の増加が見込まれることから、にぎわいの向上などが挙げられるものと考えます。なお、住民の皆様への周知については、区画整理事業の推進状況を勘案し、適切な時期に広報等でお示ししたいと考えております。2点目については、現在、地区計画制度の導入に向けて、関係地権者と協議を進めております。今後も、にぎわいを創出できる町の玄関口となるよう、協議を進めてまいります。3点目については、現時点では地上権、賃借権などを有する建物の使用について検討を行っておりませんが、土地利用については、駐車場の一部としての利活用を検討してまいります。

次に、海外出張中の職務代理についての質問でございますが、職務代理については訪問先国内の社会事情、通信状況等から、いつでも連絡を取り合いながら、私が自ら意思決定をし、職員に対し、指揮監督できるものと判断したため、置かなかったこととしたものでございます。今回の台風21号の接近に伴う対応については、出張前に本部員等を招集し、気象情報と対策の確認を行うとともに、必要に応じて海外からいつでも指示できるように、十分な通信手段を確保した上で出張したものでございます。

続きまして、教育総合会議についての質問でございますが、1点目の開催状況につきましては、平成27年から5回開催し、海田町教育大綱の策定について協議いたしました。2点目の中学校完全給食につきましては、議題として総合教育会議で協議したことはございません。また、施策や事業の検討に当たっては、総合計画に沿った形で実施計画を定めるとともに、事業実施に遅れが生じないように、適切な進行管理を行わせ、計画的に施策や事業を検討するよう、指示しているところでございます。

それでは、質問の3点目の3番目について、教育委員会から答弁いたします。

答弁の中で、駐車場と言いましたが、駐輪場でございます。訂正してお詫び申し上げます。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（田坂）兼山議員の教育大綱についての質問に答弁いたします。教育大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針であり、本町では第4次海田町総合計画の下に国の教育振興基本計画を参酌し、学校教育と生涯学習の二つの柱で進めてきた教育施策を基に

構成をしております。これを踏まえて作成した夢未来ビジョンとは各年度の重点となる施策、事業を構造的にまとめ、各学校や公民館など関係機関と共有するとともに、広く町民等にお示しするものとなっております。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）それではまず、駅の南口の今後についての再質問をさせていただきます。従前の保線施設や倉庫から商業施設に変わったということで、町の意向に沿うという結果になったという答弁を今回頂きました。その中で、私が非常に以前から危惧しておりますのは、やはり、今回はなったんですが、私が例えば中心と考えたら、その子どもの世代、孫の世代までに将来にわたっての法の担保をとということについての協議はどうでしたかという以前の質問に対して、そのような形に似合ったものの規制を掛けるという答弁を一度聞いたことがあります。ここについては、引き続き、そういうことを伝えていくことの方針であるという考えでまずよろしいのでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）はい、そのとおりでございます。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）今、協議をしている段階で、地権者の方と、そのニュアンスというか、そういう方向に行きそうな状況であるかどうか。こっちが一方向的に言って考えているだけのことなのか、そこら辺について温度差について質問します。どうですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）こちらにつきましては、以前から協議の方を担当者レベルで進めさせていただいておりました。最終的なその建物利用、土地利用が確定した以降に、再度最終的な協議の詰めをさせてほしいという先方の要望を受けて、この度、協議を再開して進めているところでございます。これまでも区画整理事業の目的であるとか趣旨について、地権者の方は御理解を頂いた上で協議を進めておりますので、私どもとしましては同じ方向を向いているというふうに考えております。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）情報がA4の1枚の情報を頂いたものと、あと、報道、その報道だけで再質問の中に入れさせていただくことになっているんですが、報道機関の中では、鉄道の利用者、JRを利用されている方と地域のニーズに、それを検討した結果のことであることなんですが、商業施設であるならば商業の経済効果なりそういったこの計算

も出ていると思うんですが、そこについてはある程度示された状況の中の結果なんでしょう。そういったところの情報は取っているか取っていないか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）今、事業者の方から情報提供を受けておりますのは、議員さんの方にも情報提供させていただいた内容以外、町としては受け取っておりません。したがって、その具体的な利用者がこういった経済効果を発揮するかというところまでは精査ができておりません。それらにつきましては、今後、状況を見て、事業効果の最終的な確認のためにしていきたいと考えております。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）今の答弁の中で、商業施設の立地に伴う利用者数の増加が見込まれるということなので、ある程度出ているんじゃないんですかね、積算の中で。そうしないと、商業施設は行かないですよ、ある程度見込みがないと。だから、そこも含めてそのことで町がにぎわいを創出できるというその数値もこれから出されるということですかね。見込まれるだけで終わりの話ですか。数値的に出される状況に今後はあるということでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）今現在の見込みというのは、想定される商圈の範囲等々から商業施設をして、こういったものが成り立つかという検証はされているかと思います。しかし、町といたしましては、最終的に出来上がった施設がこういった集客を呼び起こしたことになるか、それらを踏まえて今後検討はしていきたいと考えております。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）先、話したんですが、法の規制なり、担保ですね、そこについては、もし所有者なり地権者らが、そこはこらえてくれということになってきたときには、今後、海田町としては町の意向に沿えるような形の意見なり申し分なりできるんかどうか、これが、将来的な構想の中で非常に大事なことでありまして、今でしたら、申し合わせでいいと思うんですね、こういう話をしました。ただ、土地ですから、土地は消費しないんです。50年、100年も考えた場合に、この協議したことが未来永劫までつながることになると、法の規制しかないんですよ。だから、そこについて強く町の方は訴えていくという覚悟があるかどうか。これが意向に沿い続けられるかどうかの大事なポイントですので、今、商業施設ができたからって、これ、ゴールじゃないんです。ただ、

結果なんですね。そこについて、非常に町民の方は心配しております。そういったことを踏まえて、今ここで答弁を求めているんですが、町としましてはそういう方向性、その意思でやっていくんだという、ここ、答弁できますかね。どうでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）議員さんがおっしゃられましたとおり、最終的に地権者さんが協力しないとおっしゃられた場合、強制的にそれを実施するすべは町としてはございません。しかしながら、町といたしましては、将来にわたって適切な土地利用がなされるように、今後地権者さんと協議をして、しかるべき法としての制度を作っていきたいと考えております。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）そこが実は、法の担保が取れまして初めて宅地の利用の増進ですね、そこまで言えることなんですが、今の段階はただ商業施設ができる、これが見込んでいるという状況ですので、見込みというのはあくまでまだ予測、推測の状況ですので、是非、ここは将来的な展望も踏まえて、我々、若者とは言えないんですが、こういう世代の人間としても将来的にもずっと町の玄関口として海田町の意味が沿える形、これが絶対に譲れないことですので、そこについてまず強く進言していただきたい。そして、今回の建物について、町の皆さん、いろいろ話を聞くんですが、もったいないという声が非常に多いんですね。そこについて、もったいない、これでいいんだと断言できるんでしょうか、今回の結果は。今回の結果ですよ、どうでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）町長答弁にもございましたように、まだ町としてのまちづくりは道半ばだと考えております。最終的には連立事業でありますとか関連街路事業、それらができた段階で、駅が、南北、北と南が一体となって最終的な目指すまちづくりにつながっていくと考えております。その第一歩として、今回、区画整理事業によって公共施設整備、駅前広場と道路の整備、あと、歩道に点字ブロック等の整備をすることができました。それと併せて、当初検討しておりました土地利用の転換が図れたというそれらの成果を踏まえますと、効果はあったというふうに考えております。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）元々この話をさせていただく状況の中では、町の意向、町の所有者ではないんですけども、にぎやかなものにしていきたいというところから、じゃ、どういうに

ぎやかなものにしていくかという方法と手段と、今回の情報提供について町民が非常に心配している状況の中でここで言わせていただきました。引き続き、駅前については詳細な情報は、今答弁の中で、進捗状況、勘案して、適切な時期に広報等でお示したいと考えておりますって、広報を見てない人らには、どのような形で知らせるんですか。よくほかの議員も言いますよね。いろんな形でまず周知方法あると思いますが、ほかにどうですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）周知方法につきましては、広報等に限らず、町のホームページでありますとか、フェイスブック等、活用できるものはいろいろ検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）続きまして、海外出張中の職務代理についての再質問をさせていただきます。答弁で見ましたら、いつでも、海外にしようと連絡は取れるので指揮監督できると判断したので、代理は置かないこととしたという言い回しなんですが、町長自らそのように判断をされたということで、まず解釈していいのかどうかということと、十分な通信手段というのは移動中でもつながるようなものがあるのかどうか、うちの海田町ですね。そこについて詳細に、再質疑させていただきます。どうですか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）まず、町長自ら判断したかということにつきましては、町長の判断でございます。それと、海外におきまして十分な通信手段、こちらにつきましては、まず携帯電話の方も使用可能でした。それとメールによる連絡も可能でした。ということで、更には市町村振興協会の方も随行しておりますので、そちらを通じての話も緊急時はできるということで、十分な通信手段を確保されていたものと考えております。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）職務代理のことで、今頃ホームページで検索したらどんどんどん出てくるんですが、まず、兵庫県の市については、そこについてはうちの海田と同じ状況なんですが、市長が海外出張されるので代理を立てます。代理を置く理由は台風11号が接近しておるので、暴風圏域に入るおそれがあるから防災体制に万全を期すためということなんですが、これも一つあります。つくば市の方でも同じ状況です。

何が言いたいかというか、万全を期すためにあえてそのような形を取りながら、連絡

をつかない状況が起こるかもしれないんだけど、そのときでも代理を立てて迅速な対応ができるという市町の判断、これ、言い返せば非常に責任を委譲することで迅速に対応できるという対応をしていると判断するんですが、通信手段は飛行機の中でもどこでもリアルタイムにつながるようなものなんじゃないかな。移動中でも。ちょっと、私はそこは自分の通信手段の中では把握していないんですが、どうでしょうか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）飛行機の中で、電話等の通信手段が使えるかと言われれば、飛行中に電話というのはつながらない状態にはあります。ただ、メール等でも送信しておけば、それは海外で受信もできますし、そういった意味では通信手段の確保というのはされていたものと考えております。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）海外に行くとか行かないのがいいとか悪いじゃなしに、少しそういう部分が出てくる状況の中で、町長が不在だということでそのときにそういう迅速な対応がどこまで可能なのかということなんですね。そこについてはどうですか。私は遠回しで言ったんですが、簡単に言うとそこです。町長がいないときに、どのような指揮系統、対応をするか、どうですか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）万が一、防災等で町長と連絡がつかない、避難勧告等発令する必要があるというような状況に至れば、町長が海田町地域防災計画に定めます順位に従って、連絡が取れなければ副町長の方に判断頂くことにはなろうかと思えます。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）だから、そういうことがあるから、地方自治法の方で訴えているんじゃないんじゃないかな。そこを解釈を調整したいので、私が言っているところは地方自治法の152条にのっとった話なんですけど、そのことで今、部長かね、そっちの防災の方で移行するという話になるんですけど、ちょっとそこについて法律と今の規則が矛盾していないんじゃないかな。どうでしょうか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）地方自治法152条第1項に定められておるのが、普通地方公共団体の長に事故があるとき、又は欠けたときは、副知事又は副市町村長がその職務を代理するというふうにあるんですが、今回の場合、事故等があったということになれば、その解

釈でございますが、普通地方公共団体の長が長期または遠隔の旅行、病気、その他何らかの事由によりその職務を自ら行えない場合をいうと。

今回の場合、町長の意思決定というのはいつでも通信手段を用いて意思決定できるというところから、行政に関しての職務に関しては全く必要ないだろうと。防災に関しましては、先ほど申し上げたような連絡が取れないような状態であれば、その地域防災計画の順位に従いまして、それぞれ権限を下ろしていくというような手続で危機管理の対応をしてまいることになろうかと思えます。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）防災ですので、町民の安全と暮らしを守るのが第一ですから、そこについてしっかりここは解釈を、皆さんが同じ意見をしないといけないので、もう少し細かく再質問しますが、どうも部長の言っていることが、連絡がつかんかったら代理で副町長がということになってくると、やっぱりそこは不在ということをやっていることと同じじゃないですかね。連絡がつかない瞬間があるということに対しては、不在ということですよ。町長不在なんだ、だから、代理で副町長がやるんですということになってくると。代理で指揮を取るということになってきたら、町長は不在でありますし、代理になってきたら、すなわち法でいうと、事故があるときというふうな解釈になりますね。ということになってきたら、やはり事前にここは職務代理を立てて、胡家副町長が名義の中で代理を立てて、しっかりと海外出張して、しっかりとその報告をこっちにフィードバックさせるということが本来の筋じゃなかったんかということについて、改めて再質問いたします。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）まず、防災の部分と行政の部分と2通りあるんだろうと思えます。それぞれに根拠を持って職務を遂行するように代理で事務を処理するようになっておるものと考えております。まず、地自法に定める職務代理につきましては、行政を進める上での職務代理、もう一方は防災に関する職務権限の委譲ということで、どちらとも適正に処理されているものと思えます。

ちなみにですが、今回、町長、海外出張をされるに当たって、他の市町、職務代理の状況も調査しましたが、いずれの市も過去3年間ぐらい調査したんですが、いずれの市町村におきましても職務代理は置かないというような扱いになっておったところがございます。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）ほかが出てないからうちもいいという答弁はないですよ、まず。途中で出ましたけど、町民の暮らしと安全と財産を守ることでありますから、何か臨機応変に対応できないということがある場合を見込んで立てるべきなんじゃないかと私は質問をしているので、ほかが出てないからやらないというのはおかしいです。ちょっとそこはオンリーワンの町とうたっている以上、ほかと比べての町ということになりますよ。私も先ほどホームページで検索したらいっぱい出るという話をさせてもらったのは、ほかの町ではなくて海田町は防災にすごく力を入れているでしょう。だから、町が率先してそういうことをやるべきじゃないか、これが町民にリーダーとして、何かあったときは代理を立ててるからということを知らせることが、これが町の安全につながるんじゃないかということをお伝えしているんです。ほかの市町にもこういう同じ条件で職務代理を立てて出張されてますよ、たくさんあるんです。そういったところも含めて質問しているんですが、先ほどの答弁でほかと一緒にだからうちもだということでもいいんですか。どうですか。もう一度、その姿勢を問うているんですね。無事帰られたんで非常に安心はしていますし、職員さんの生活安全の防災の動きも、私、8年も見えていますから間違いはないんです。ただ、その姿勢の部分について問うているので、今の状況で、問うたところでないんです。もう一度、答弁頂けますか。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（胡家）町長の海外出張期間中の職務代理の件でございます。私も議員同様に、町長の出張前にこの点については非常に気にかけて、検討して町長に最終的に御判断頂いたということでございます。地方自治法の職務代理というのは、この期間中、包括的に町長の権限を代行するということなろうかと思えます。そういった面では現在は海外等に行きましても通信手段等も発達しておりますので、連絡も取れるし、また町長に御相談して判断を仰ぐこともできるということで、職務代理は置かないという判断をいたしました。

一方で防災、これは非常に緊急性の高いものがございますから、即時、即時の判断が必要でございます。町長も出発前までずっと気にされて、日曜日の午前中までずっと連絡を取って、状況の確認もされておりました。その時点でかなり台風の進路も広島の方から少しずつ離れつつはあったという状況でございますけれども、ただそれはどういふふうにもまた進路が変わってくるかも分かりません。その防災の職務代理につきましては、

海田町の災害対策本部条例の方に、災害対策本部長に事故があるときはその職務を副本部長が代理するというような規定もございますので、これに沿って対応すればいいというふうに判断をいたしまして、今回のような対応をさせていただいたということでございます。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）やっぱり、そう気にされてるのはすごくイメージはできます。ただ、されるんだったら、もう職務代理を立てていけば、思い切って研修できるじゃないですか。1週間です。その間に地震が起こるかもしれませんし、移動中に連絡をつけたいのにつけなかったら、町長不在という扱いになってきて、そこはちょっと連絡が取れない状況はやはり回避したいですね。今後もうこういうことは、極論しますけど、職務代理は立てないんですかね、海外出張中があった場合は、首長に対して。どうでしょうか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）今後の対応につきましては、相手国の状況を当然通信手段が取れないような地域もございますので、通信手段の状況やその期間につきまして検討して職務代理を置くかどうかの判断をいたしたいと考えております。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）そうなってくると、今の法の整備もしないといけませんし、その中で附則も付けないといけないことが起こります。今の答弁の話の中で、先ほど、副町長の話もありましたけど、私も隣の市町も見ましたら、広島市なんかは行く前に記者会見とかしてまして、行き先、目的、あと、帰られたらその成果も一応報告しているんですね。うちの海田はそれがちょっと出てこなかったものですから、実際にそういうことも踏まえて、今の法の解釈変更、そういったことも検討するというところでよろしいのでしょうか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）職務代理の件に関しましては、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、状況に応じまして、その時々で判断をしてみたいと考えております。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）ちょっと町民は不安の中で指示を待てない状況が一瞬でもあるかもしれないということで、何とか町民の財産と暮らしを守るように、できるということで、ここは動向は見ておきます。

続きまして、教育大綱についての再質問をさせていただきます。1点目の総合教育会議はこれまで何回招集して、どのような協議事項があったかという質問に対しまして、27年から5回開催して協議しましたと言いますが、これは広く周知すると先ほど言ったホームページとか広報に載ってないんですが、どこか私が見落とししたんでしょうかね。ほかの市町は結構出していますよ。どうでしょうか。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（山崎）総合教育会議につきましては、ホームページに載せるようにいたしますし、会議自体も公開でございますので、今年度開催した分についてはまた公開させていただきたいと考えております。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）今からするということなんですか。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（山崎）大綱の方には載せさせていただいているところがございますし、これからも続けてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）2点確認させてもらいました。2点目の給食につきましては、議題として協議したことはございませんという話なんですが、総合教育会議でこれだけ議員さんが質問を出して、協議したことがないというのはどういう形で解釈すればよろしいでしょうか。単純にしたことがないということは、あんまりそこに重きを置いていないということなんでしょうか。どうでしょうか。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（山崎）給食の問題に対して重きを置いていないということではございませんで、この総合教育会議のまず1番の目的としまして、教育大綱を定めるという目的がございます。平成27年から5回にわたりまして、海田町の教育大綱についてまとめてきたという状況でございます。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）だから、総合教育会議はそれで今私の質問に載せてもらいましたが、給食のことは会議してもいい話ですけど、こっだけ親御さんもPTAも議員さんも話をしてるんですけど、なぜ協議しなかったのかというところで、あまり重きに受け止めていないということでもよろしいんでしょうか。そこを今聞いています。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）学校給食につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして、教育委員会の方で管理執行を行うものというふうに定められておりますので、現在の状況では、教育委員会の方でまずは検討をしていただくというふうに考えております。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）今の鶴岡部長のことであったら、最終的に教育委員会がもんでもんでもんだ話を最後、こちらの方に企画ですか、町の方に言って、最終的に判断する、そういう図式なんでしょうか、今の答弁どおりで言いますと。どうでしょうか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（田坂）新しい教育委員会の制度になりまして、この総合教育会議も地教行法の改正によりまして、設置をされたものでございますけども、この制度の下におきまして、教育委員会は合議制の執行機関でありまして、教育委員会の職務権限に変更はございません。したがって、先ほど、鶴岡部長からもありましたように、学校給食については教育委員会の所掌の事務ということで、教育委員会において責任を持って判断をしていくということが第一義であろうかと考えております。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）そうなってくると、給食の話で2番出ていますけど、このことについては判断だけが町であって、その内容については全て教育委員会で研究調査、協議するという形なんですか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（田坂）様々なことの協議や研究は出しますし、地教行法の趣旨からいきますと一義的には教育委員会が判断するものというふうに解釈できると思います。一方で、条件整備につきましては、首長部局との十分な調整が要ると思いますので、そういったことについては当然ながら教育委員会が単独で独断でできるということではないと考えております。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）それこそ、先ほどの防災のお話ではないんですが、他の安芸郡の町を見たいんですが、坂町でもそのことについて、町長といろいろと協議をしていますし、熊野もしていますし、坂もやっています。給食についての是非というところの部分が、前回も

私も質問させていただいたんですが、どうするのかというところの部分がそれを協議するところが今の教育大綱であって、そこに給食も書かれていますが、そこを会議するのが総合教育会議の場じゃないかという判断して、私は質問をしているんですが、そこについてはどのようなお考えでしょうか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（田坂）総合教育会議は、教育の諸問題については調整や協議をする場ではありますが、最終的な意思決定をする場ではないと解釈しております。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）意思決定ではなしに協議ですから、給食についての協議です。決定するのは執行権を持っている方ですから、協議についてその場でするべきではないのかという質問に対して答弁を頂きたいんです。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（田坂）教育に関する諸問題については、どのようなこともテーマにはなろうかと思えます。ですから、もちろん、給食はなじまないということはございませんけれども、総合教育会議で必ず給食を協議しなければならないというものではないと思えます。教育委員会が所掌する事務として、これまでの状況であれば、教育委員会が権限を持って、責任を持って調査をするなり、方向性を検討するなり、そういう時期であった。ですから、教育委員会の中において所掌事務の一つとして対応してきたということでございます。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）少し私の質問の仕方に問題があるというふうに自分に言い聞かせて、もう少し細かく、なるべく分かりやすいように再質問をします。教育大綱を定めて、その中で栄養教諭、そういったところの部分の学校給食の提供と書いてあるんですね。食育や体力づくりの充実によると書いていますし、学校給食の提供と書いてあるので、提供について協議するのが総合教育会議の場で、地方公共団体の長が招集して、そこで協議するというふうに解釈するべきなんですが、どうもそういう答弁が返ってこないですので、端的に聞きます。もう一度聞きますが、給食について議題として上がらなかったのはなぜですか。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（胡家）繰り返しの答弁になるかもしれませんが、給食の問題につきましては、

昨年来、議会からもいろいろご質問頂きまして、教育委員会の方で自ら所管事項として調査に取り組んでいたというような状況でございます。総合教育会議において協議、調整する状況になかったといえますか、既にもう取り組まれていたということで議題にしていらないということでございます。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）ちょっと何かずっとすれ違う感じになりましたので、どうも海田町のホームページにはそういったところが、私が検索できづらいのかどうか、そこは私の方でもう一度よく調べますが、ほかの市町はすぐ出てくるんですね。やはり、給食についてはどこで協議してどこで決定するということをもっと知りたい状況の中で、ここの教育大綱を示した中での総合教育会議を重視してなかったのかなという中での再質問ですので、今後も今の先ほどの給食についての会議はもうあり得ないということによろしいんでしょうかね。ないですか、総合教育会議では、もう。話すことはないか。そこだけ最後質問いたします。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（胡家）総合教育会議の設置の趣旨でございますけれども、学校教育とか社会教育でございますけれども、こういったものを充実を図るための協議、調整する場でございますので、そういった協議、調査が必要な状況になれば、そうしたことも検討をするということになると思いますけれども、まずは、やはりこれは教育委員会の所管事項でございますので、教育委員会においてしっかり御検討いただくことが大事だというふうに考えております。

○6番（兼山）終わります。

○議長（桑原）暫時休憩をします。再開は15時10分です。

~~~~~○~~~~~

午後2時55分 休憩

午後3時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。

3番、富永議員。

○3番（富永）3番、富永です。今日は大きく2点に分けて質問をいたします。性的マイノリティの支援事業について。人は生まれたときの身体的特徴によって男性か女性に区

別され、恋愛や結婚の対象は異性を選ぶと考えられてきましたが、中には生まれもった性別と自認する性別が異なっていたり、恋愛対象が同姓であるなど、必ずしもそうでない場合があります、そのような人々のことを性的マイノリティといいます。

電通ダイバーシティ・ラボは、2015年4月に全国の20歳から59歳の男女約7万人を対象にインターネットで調査し、LGBTなど当事者は全体の7.6パーセントであると報告し、また日本労働組合総連合会は2016年6月にLGBTに関する職場の意識調査を1,000人に実施し、当事者は8パーセントであると、結果報告を出しました。これは40人学級であれば3人、100人の職場であれば8人に当たり、とても身近な存在にもかかわらず自分の周りにはいないと考える人が多いのも事実です。

普通じゃない、異常な人という誤解や偏見がまだ根強くあり、差別の対象とされている現状を人権課題と位置付け、多様な性を認め合う社会にしていくために、様々な取り組みが始まっています。自治体においても神奈川県横浜市や大阪市淀川区ではLGBT支援事業として相談窓口や意見交換会、出前授業など行ったり、東京都渋谷区や世田谷区、兵庫県宝塚市、沖縄県那覇市、三重県伊賀市、北海道札幌市では同姓パートナーシップ制度を導入し、公的に同姓カップルを認めることでLGBTの人たちが暮らしやすいまちづくりが進められています。

そこで質問いたします。海田町ではこれまでどのような政策を行ってきましたか。今後、行う予定は何かあるのでしょうか。海田町には自身のトランスジェンダーの経験を踏まえた講演を積極的に行っているセクシャルマイノリティ活動家の方がおられます。この活動家の方の講演会を海田町主催で開催してはいかがでしょうか。

そして、2点目、認知症カフェの助成について。今年度から開催されている認知症カフェ海田町オレンジラインは、12月で4回目を迎え、代表の方の人脈により、専門家がボランティアとして入っており、大変充実した内容で利用者の方たちも安心して来場されている様子が見ええます。利用料がお茶、お菓子付きで200円という料金も気軽に利用できる魅力ではありますが、運営はやさしいものではなく、代表の方が自腹を切ることもしばしばあるそうです。長く安心して続けていくためにも、助成金を出すべきではないでしょうか。

以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田） 富永議員の質問に答弁いたします。

まず、性的マイノリティの支援事業についての質問でございますが、1点目については、広島法務局が実施している人権相談所において人権擁護委員が性的マイノリティを含む人権全般の相談に対応しております。また、毎年、人権週間である12月には広報かいたに性的指向や性同一性障がいを理由とする差別をなくそう等の人権啓発の記事を掲載しております。更に、先日開催された福祉保健まつりの人権啓発コーナーにおいて、公益財団法人広島県男女共同参画財団が実施しているLGBT電話相談の紹介チラシを配布したところでございます。2点目については、LGBT電話相談の紹介及び人権相談所の開設について広報かいた及びホームページにおいて広く周知し、引き続き、性的マイノリティ等様々な人権についての啓発活動に努め、町民の人権意識の高揚を図りたいと考えております。3点目については、今後、海田町人権擁護委員と連携、協議しながら、人権啓発活動の一環として性的マイノリティを支援する講演会等の実施について調査研究してまいります。

次に、認知症カフェの助成についての質問でございますが、平成29年8月末現在、県内では本町を含め、20市町で認知症カフェが開設され、各市町の実情に合わせ、様々な形で運営されています。本町では平成28年度から認知症カフェ開設に係る支援計画を作成し、専門職を対象とした認知症カフェ開設講座や民間のボランティア養成研修を開催するなど認知症カフェの開設に向けた支援を行ってきたところです。平成29年7月から、元介護サービス事業管理者の方、個人を実施主体とする認知症カフェが開設運営されておりますので、議員ご指摘のとおり、安定的に継続して運営していただけるよう、支援策について検討をしております。

○議長（桑原） 富永議員。

○3番（富永） 再質問に移らせていただきます。答弁を見ますと、広島法務局が実施している相談所とかの相談に対応している、それから広報の方に載せていただいたり、割と広報活動は少しずつ進められているように見受けられますけれども、教育現場の方でどういった対応を取られているかの方をちょっと聞いてみたいと思います。2016年4月に文部科学省が公表した教職員向けのパンフレット、その中に基礎的な知識やいろいろ書かれているものがあるんですけども、こういったの、これはコピーなんですけれども、こういったのを出されているのは御存じですか。性同一性障がいや性的指向、性自認に関わる児童生徒に対するきめ細やかな対応などの実施について、教職員向けというのがあるんですけども、これ、あるのは御存じですか。答弁を。

- 議長（桑原）学校教育課長。
- 学校教育課長（小林）そのパンフレットについては認識しております。学校の方にも通知しております。
- 議長（桑原）富永議員。
- 3番（富永）それでは、このパンフレットを教職員の方々に配付したりということはしっかりされていますでしょうか。
- 議長（桑原）学校教育課長。
- 学校教育課長（小林）県教委を通して通知がありましたので、学校の方には情報提供はしております。
- 議長（桑原）富永議員。
- 3番（富永）情報提供といいますのは、教職員の方々にしっかりとこれを配付して、目を通していただいて、しっかり児童に対する取り扱いというのを勉強していただくというふうな方針で通達されているのでしょうか。
- 議長（桑原）学校教育課長。
- 学校教育課長（小林）メールによる通知でそのように送っております。
- 議長（桑原）富永議員。
- 3番（富永）県の方からもありますし、国の方からもしっかり指示がありますので、この辺の対応、子どもたちの対応、いじめなどにつながると思いますので、教職員の方々、しっかりこの知識を深めていただければいけないと思うんですけども、海田町の小学校、中学校の中でお子様やその保護者の方からの相談といったものはないんですか。
- 議長（桑原）学校教育課長。
- 学校教育課長（小林）現時点で、特に教育委員会にこうしたことの相談や問い合わせはありません。
- 議長（桑原）富永議員。
- 3番（富永）若しくは教職員の中で、この子たちは、もしかしたらそういう傾向があるのではないかなというような、不登校なども今多いですし、そういった理由も考えた上で、職員の間の中で、そういう話し合いとかというのもされたことはないんでしょうか。
- 議長（桑原）学校教育課長。
- 学校教育課長（小林）特に、LGBTに関するもので不登校になったとか、その他の生徒指導的な問題が起きたということは、まだ教育委員会の方では話は入ってきておりま

せん。

○議長（桑原） 富永議員。

○3番（富永） 通告書の方にも書きましたけれども、全体の割合というのが大きくて、40人学級であれば3人と書きましたけれども、この割合というのが、例えば身近なところに左利きの人がいるとかA B型の人がいるというぐらいの割合なんですね。そしたら、多分、この海田町の子どもたちを見てもゼロであることはあり得ないと思うんですね。それが表に出てこないというのは公表できない子どもたちが、相談できないという環境があると思うんですけれども、その辺の対応をしっかりとしていかなければならないと思うんです。例えば、授業の中に人権問題とかそういったことの中に性的マイノリティとかL G B Tのお話を出されたこととかも全然ないんでしょうか。

○議長（桑原） 学校教育課長。

○学校教育課長（小林） 今の時点で、授業の中で具体的にL G B Tを取り上げて授業をしたということは聞いておりませんが、まだ把握できておりませんが、人権教育という視点では様々なものを行っております。

○議長（桑原） 富永議員。

○3番（富永） 教育委員会の中でL G B Tに対する認識というのはどのぐらい比重があるんでしょうか。やっぱり、子どもたちが相談できる環境を、若しくは公表できるような環境づくりというのをしていかなければ、本当に人権問題でいけないと思うんですけれども、そういった意識はその辺にありますでしょうか。

○議長（桑原） 教育次長。

○教育次長（石川） 先ほど課長の方からありましたが、教育委員会には今のところですけども、相談であるとか問い合わせのようなことはありません。ただ、先ほどから議員さんおっしゃるように、例えば不登校であるとか、障がいを持っておられる方以上に、実は把握が非常に難しいと言われていています。ですので、先ほど見せていただいた通知には、まずは教職員の取るべき姿勢であるとか、相談体制、また組織的な支援というような言葉があります。そのようなことを受けてしっかり学校の方で状況把握に努め、組織的な相談体制づくりを学校の中で、しっかりと保護者と連携するようなことを強く学校の方に指導、助言をしているところでございます。

○議長（桑原） 富永議員。

○3番（富永） 海田町の今年度予算の中に、誰もが尊重され、活躍するまちづくりと題し

て、男女共同参画基本計画策定事業というのがありますけれども、今、全国的に見ましてもLGBTの観点を取り入れた男女共同参画基本計画というのがどんどん作られていますけれども、海田町にもこういったことを人権問題として取り上げて、組み込んでいくというお考えはないでしょうか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（新藤）現在、第2次の海田町男女共同参画基本計画を策定しております。

この計画につきましては、国の第4次男女共同参画基本計画と県が策定しております広島県の男女共同参画基本計画第4次を受けて策定することにしてはありますが、その両計画に性的指向や性同一性障がい等の困難な状況に置かれた方への対応や支援について明記されておりますので、本町の計画におきましても生涯を通じた安心と健康づくりの項目におきまして、性的指向や性同一性障がいなどの相談に応じることや人権相談体制の充実に努める等の施策について記載する予定にしております。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）3点目の人権啓発活動の一環として性的マイノリティを支援する講演会などの実施について調査研究してまいりますとありますけれども、私、9月に尾道で講習会がありまして、それを聞きに行ったときにたまたま大人の性教育という、何かタイトルだけ聞くとちょっと不思議な感じなんですけれども、内容は本当に人がどういうふうに生まれてどういうふうに分の性を受け止めてというふうなお話だったんです。そのお話が本当にすばらしくて、それが性的マイノリティの活動家の方でいらっしゃったんですけれども、自身がやっぱり女性として生まれて、でも、心はずっと男性で生きていて、学校の中でも割とその方は環境が恵まれているというか、お友だちにも恵まれて、それを公表しながら生きてきたけれども、ずっとそこにずれを感じていて、最終的には全部手術もして、戸籍を全部変えることができたという自身の経験を全てをさらけ出してお話しして下さる活動家の方だったんです。本当に、何か性的マイノリティを越えて、生きることの楽しさ、すばらしさ、1回しかない人生を後悔がないように生きていきたいというお話をされていたので、性的マイノリティという枠を越えて、みんなが心から幸せに生きていけるというお話をされていました。是非、この方のお話を海田町の方でもしてほしいなと思って、名刺交換のときにいろんなお話をさせていただきました。そしたら、たまたま海田町在住ということだったので、だったら、是非海田町でいろんなお話をいろんなところでしていただけたら、きっと子どもたちもこれから自分がもし

かしたらそうかもしれないという相談がしやすい環境にもなるかもしれないし、むしろ子どもたちは多分そういう環境になっていけば受け止めれると思うんですけども、反対に理解がまだ少ない、大人の人たちが、大人の性教育というのをしっかり受けて、そういう人たちがいるということを実際に受け止めていくことが大切なんじゃないのかなというふうに思います。なので、是非、この調査研究というよりも、前向きに講演会というのを開催していただけたらうれしいなと思います。

一つ言えるのが、性的マイノリティと言いますが、人は持って生まれた性というのは変わりません。なので、性的マイノリティの活動をしたからといって、少子化になるとか同性愛者が増えるとか、そういったお話ではなくて、性的マジョリティの人は持って生まれたもの、そのままです。ただ、私たちのマジョリティに生まれた方たちは何も権利は変わらないけれども、マイノリティとして生まれた人たちが更に幸せになる、今よりもっといろんな人が幸せになるという活動ですので、是非支援の策として入れていただきたいと思います。

次にいきます。認知症カフェの助成についてですけども、継続して運営していただけるよう、支援策について検討してまいりますとありますが、この検討というのは前向きな検討でしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（伊藤）このたび、どのような支援策を考えておるかというお話だろうと思うんですけども、考え方的には前向きに考えておるつもりでございます。それは介護保険制度の枠組みの中でこの事業は、認知症の総合政策事業という中でやっておりますので、その枠組みの中で本町の実情に合わせた形の支援策を考えて検討してまいりますというふうに考えております。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）この代表の方が、やっぱり28年度の時点でこれを開催するに当たって、福祉保健部の方たちと一緒にいろいろ動いて、4月から始めたときに補助金がないという話で、それでちょっと間に合わなかったという話で、取りあえずスタートして始めたもので、今年度も、出せるように努力する、努力すると言いながら、なかなか出していただけなくて、本当に苦労されている様子を見ているので、できるだけ早く出させていただきたいんですけども、その方もそんな大きい額とは言っていないで、実費、若しくはほんの少しでも助成があれば本当に助かるというふうに切実な思いで言っていらっ

しゃるので、検討と言いますけれども、早目に検討していただければと思います。

以上です。

○議長（桑原） 答弁よろしいですね。富永議員。

○3番（富永） はい。

○議長（桑原） この際、下岡議員の一般質問の前に町長より発言の申し出がありますので、これを許します。

○町長（西田） 9月定例議会において、下岡議員の一般質問の学校設置者の責任について3点目の答弁の際、就学指定に関する事務を適切に行っていきたいと考えておりますと答弁しましたが、正しくは、就学指定に関する事務を適切に行ってきたものと考えておりますでした。お詫び申し上げます。

○議長（桑原） この際、議長よりお願いを申し上げます。執行部におかれましては答弁に当たって、その内容に誤りのないよう十分注意をして発言していただくよう、お願いをいたします。

一般質問を続行します。7番、下岡議員。

○7番（下岡） 7番、下岡です。本日は2項目にわたって質問をいたします。

まず第1点目。教育上の諸課題について。当町の学校教育には解決されなければならない課題が幾つかあるので対応を問う。

1、二つの中学校間には許容範囲を超えた著しい学力格差がある。今年4月実施の全国学力検査の結果、国語A問題は知識、B問題は活用ですけれども、国語A問題は海田中73、西中83、その差10点。国語B問題66と79で13点。数学A63と80で17点、数学B46と60、その差14点。いずれも西中がいいと。学校選択の自由が認められない中で、この格差は問題である。そのような差が出る原因をどのように解決していくのかを問う。

2、海田中は問題行動対応のため、昨年引き続き、生徒指導集中対策指定校の指定を受け、スクールサポーター派遣の状態が続いている。再び、このような状態に陥らないために、どのように対応しているのか。また、いつになったらこの状況を脱することができるのか問う。

3、当町は中学校不登校生が多く、平成27年度はその比率5.2パーセントと県下最悪であったがその後改善されているのか。ある小学校3年生の保護者から先生とのトラブルから子どもが不登校になっており、教育委員会に行っても対応してくれないとか、あなたの担当区域には何名、具体的な数字で不登校の子どもが多いと指摘されたという民

生児童委員がおられる。どういうことなのか。果たして適切かどうか、説明を願う。

4、町長は9月定例会で学校選択制について総合教育会議で検討する意向を示した。いつ頃どういう方法で開催するのか、不採用の経緯検証及び保護者等の意向を踏まえた議論が必要である。見解を問う。

5、中学校の学校給食について、他市町の状況調査結果はどうであったのか問う。その結果を踏まえて、今後どのようにこの問題に取り組むのか。保護者等の意向調査や具体的な財源検討が必要である。見解を問う。

大きく2点目。織田幹雄記念事業について。現在、新海田公民館の実施設計の中で、2階に織田幹雄記念館として展示室を計画中である。織田さんが海田で生まれ、アムステルダムで日本人第1号の金メダルになる等紹介することは意味がある。しかし、織田さんに関して自筆の日記等含め、数千点の資料があるが、散在しており、目録さえ未整備と聞く。海田町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、専門家から町の最大ブランドは織田さんであり、もっと活用との指摘がある。町の体育関係者からは織田幹雄スポーツ振興会を中心に体協やスポ少との連携を深める拠点としての役割を記念館に期待する声もある。

質問します。織田幹雄氏は科学的トレーニングで自分の競技力向上を図ったり、陸上競技に鋭い洞察力を持った人であったことが多くの資料で証明される。散逸のおそれがある多数の資料を集め、織田さんの魅力をPRする拠点としては、広さ、立地性と不十分と考えるか、どういう見解か。現庁舎、現海田公民館が移転した跡地、加藤会館、保健センターも含めてどのように有効活用をする予定か、遊休資産として売却するのか、町の施設用地として活用するのか問う。

3点目。新公民館は現公民館の持つ生涯学習、地域活動の拠点としての機能を移すとしながら、図書室、調理室を無くすことは大幅な機能縮小と受け取れる。特に、調理室は防災拠点として必要ではないか。見解を問う。

4点目。織田幹雄スポーツ振興基金は年間100万円ずつ取り崩して、補助金財源となっているが、織田さん関連施設建設費の一部として充当することの方が御寄附の趣旨にかなうのではないか、見解を問う。

5点目。庁舎移転後、適切な跡地に本格的な織田幹雄記念館を建設移転し、公民館空き部屋に調理室等を復活することを検討してはどうか問う。

6点目。総合公園第2期整備計画で予定されている県上水道工事排出残土を利用した

施設を織田幹雄記念競技場にふさわしいものとし、旧国立陸上競技場の織田幹雄センターポールを招致する考えはないか問う。

以上でございます。

○議長（桑原） 暫時休憩をします。再開は追って通知します。

~~~~~○~~~~~

午後 3 時 3 7 分 休憩

午後 3 時 4 3 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

先ほどの町長の発言について、会議録の訂正はできませんが、事実行為として発言をされたもので御理解頂きたいと思います。よろしく願いいたします。町長の発言を許します。

○町長（西田） 下岡議員の質問の 1 点目の 4 番目と質問の 2 番目と 4 番目と 6 番目については私から、それ以外については教育委員会から答弁いたします。

まず、教育上の諸課題についての質問でございます。総合教育会議は首長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育課題やあるべき姿を共有して、教育行政を推進するため、首長と教育委員会が協議を行う場として設置するものでございます。総合教育会議については今年度中に開催し、議員ご指摘の教育上の諸課題について教育委員会の皆様に御意見をお伺いしたいと考えております。

続きまして、織田幹雄記念事業についての質問でございますが、2 点目の現庁舎等の跡地利用につきましては現時点で具体的な活用計画はございませんが、現海田公民館跡地については当面、新海田公民館の駐車場として活用するように考えております。町全体のまちづくりを計画する中で有効な活用方法を検討してまいります。

4 点目の織田幹雄スポーツ振興基金については、織田幹雄さんからスポーツの振興に役立ててほしいということで寄附を頂き、その趣旨に沿った形で基金を設置したものでございます。これまでも織田幹雄さんの偉業をたたえながら、基金の設置目的に基づき活用を図ってきたところですが、今後の基金の活用のあり方については織田幹雄さん御子息の御意向を伺いながら検討を進めてまいります。

6 点目の旧国立競技場内にあった織田ポールの招致でございますが、新国立競技場を所管する日本スポーツ振興センターにおかれましても、織田ポールをどこに設置するか

決まっていないとの新聞報道がされています。新国立競技場に戻るかどうか分からない状況であり、招致についての検討は行っておりません。

それでは、続いて教育委員会から答弁いたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（田坂）下岡議員の質問に答弁いたします。

1点目の中学校の学力調査の結果についてのご質問でございますが、町内の学校において学力の定着状況に差が生じている現状があることは事実でございます。ご指摘の全国学力学習状況調査は、国において児童生徒の学力や学習状況を分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における指導の充実や学習状況の改善に役立てることを目的として実施されており、本町においてもその視点からこの学力調査を活用しております。学校間で結果に差が生じている原因を一つに特定することは困難ですが、日々の授業を含め、そこに至るまでの学校の指導によるところが大きいものと捉えております。このことから、子どものつまずき、定着していない点について丁寧に分析を行い、授業の改善に一層取り組むことが重要と考えております。教育委員会といたしましては、学校訪問、授業研究会等の機会を活用し、教員一人一人の授業観察を行い、的確な指導や助言を行ってまいります。

2点目の海田中学校の生徒指導に関する質問でございますが、海田中学校は平成28年度から県の生徒指導集中対策指定校として教員の加配やスクールサポーターの措置を受け、生徒指導上の諸問題、特に暴力行為の減少を図ることに重点的に取り組んでおります。平成29年11月末現在の海田中学校の暴力行為の件数は4件で、平成28年度11月末の16件と比較して、12件の減少となっており、これまでの継続した取り組みの成果が表れ始めております。引き続き、配置を受けた人材を有効に活用しつつ、組織的な生徒指導体制の確立を図り、状況の更なる改善に取り組んでまいります。

3点目の中学校の不登校についての質問でございますが、平成27年度町立中学校生徒数に占める不登校生徒の割合は5.2パーセントであり、県平均の2倍の状況でございます。平成28年度の不登校生徒割合は5.38パーセントであり、引き続き、高い割合を占めております。教育委員会では今年度保護者や児童生徒からの相談に対応するため、教育相談に当たる職員を1名増員し、きめ細やかな対応を行っております。また、学校に対しては必要に応じて、学校の取り組みを地域と共有し、解決の手立てをともに考えることも有効であるとの助言を行っているところでございます。こうしたことから、学校と民

生児童委員が連携を図ることも事案の改善には必要な場合があると考えております。

5点目の中学校の学校給食についての質問でございますが、本年6月、県内22市町に対し、各市町において実施されている自校、親子、給食センター、デリバリーの四つの方式別の調査票を送付し、主に中学校の給食実施に掛かる経常経費と近年施設の新設等を行った市町には、設備整備に要した経費について回答を依頼いたしました。7月から8月にかけて回収した調査票を整理する中で、各方式で年間の経常経費はどの程度見込まれるか、大まかな経費規模の把握をいたしました。また、平成28年度以降に新たに中学校に給食を導入した福山市、尾道市、熊野町には、8月下旬、教育委員会の職員が訪問をし、担当者から導入に至った経緯、導入によるメリット、導入後に発生した新たな課題、生徒、保護者の反応、今後の方針等について、聴き取り調査を行いました。これらの調査からは、中学校に給食を導入する場合、自校方式、給食センター方式という調理場を新たに整備して給食を調理する場合、その導入経費に加え、年間数千万円の経常経費が見込まれ、本町において現在大規模な事業を計画していることを考慮すると、導入は困難な状況であるとの認識を持ったところでございます。なお、デリバリー方式については他の方式に比べて導入経費を抑えることが可能ではあるものの、本町においては平成16年度から実施したデリバリー給食を申し込み者の減少から平成19年度をもって中止した経緯があり、この度、聴き取り調査を行った市町において、申し込み率が予想を下回っていることを踏まえると、再度、デリバリー給食の導入を検討する場合には、導入に対する保護者の意向や申し込み希望状況を調査したり、それを受けての業務委託費などを精査するなど、慎重な対応が必要であると考えております。

続きまして、織田幹雄記念事業についてでございますが、1点目については織田幹雄記念館の建設については、新海田公民館に併設することとして、これまでも海田公民館整備特別委員会等で御説明をし、御了解のもとで現在実施設計を行っているところでございます。限られたスペースではありますが、織田幹雄さんの偉業が来館者に伝わるよう、展示方法等工夫してまいります。

3点目については、新海田公民館の整備に当たっては、利用頻度の高い機能を優先し、基本設計を行い、図書館、調理室は設置しないものとして、海田公民館整備特別委員会等で御説明をし、御了解を得て、現在、実施設計を行っているところでございます。したがって、新海田公民館に調理室を設置する考えはございません。

5点目については、1点目で答弁しましたとおり、既に記念館等の建設場所が決定し

ていることから、このスペースの中で建設に向け、取り組んでまいります。

○議長（桑原） 下岡議員。

○7番（下岡） 再質問をいたします。まず、先ほどから議論になっています中学校の給食の件から入らせていただきます。答弁は先ほどの住吉議員と同じように、調査したけども、経費が膨大掛かると、特に経常経費が掛かるということが分かったから、当町においては完全給食を自校でやるだとか、給食センターだとか、そういう方式は難しいと判断していると言いつつ、デリバリーでということになると、やっぱり他市町を調べてもその利用者数が思ったほど伸びてないし、過去にやめた経緯もあるから保護者の意向を考えるとどうなのかなということ、住吉議員が言ったとおりで、ここで立ち止まってしまって、議論が全く進まない状況に陥っている。先ほどから町長部局との関係がありますけれども、このことについては教育長も答弁しているように、まず教育委員会がどういうことをやりたいのか、そのプランをまとめて町長部局に対して言わないと話が進まない。法的にこの学校給食については町長の方でどうだこうだということを先に言い出すことはできないと。まず、教育委員会からの申し出を待って、それについて検討するという法的な位置付けになっている。そういうことでよろしいんですか。

○議長（桑原） 教育次長。

○教育次長（石川） 答弁でお答えしたとおり、給食の導入を検討する場合におきましては、デリバリー給食を念頭に置くことを現実的と考えております。

○議長（桑原） 下岡議員。

○7番（下岡） デリバリーをやるということの前提というのが財政の負担が、海田町が今庁舎だとか海田公民館だとか検討しておるから、多額な初期費用が掛かるから難しいと判断したと言いますけれども、それを教育委員会が判断する問題じゃないでしょう。町長部局が判断する問題なんだから、教育委員会としては学校給食やりたいという意向がある訳ですから、他市町を考えたり、これから早く保護者のアンケートをやるつもりがあるらしいから、早くやってどっちがいいのか、町が調理して提供するのとデリバリーとどっちがいいか検討をして、保護者の意向を踏まえて、結論を出すのがまず最初じゃないですか。その件に基づいて教育委員会が町で調理して出したいという意向があれば、町長部局へそういう言えば、そこからの検討になる話でしょう。変に教育長が町長の意向をそんたくですよ、これ、完全に。そんたく以外の何物でもないでしょう。財政が厳しいからといって、先走りして、それを判断から除いているじゃないですか。いいで

すか。ちゃんと財政というのを、例えば今の役場庁舎、あるいは海田公民館、これは起債で賄うと、受益者負担の原則からして、箱物を建てる場合に一部は現在の一般財源を出しますけれども、その大半部分については町債、起債することが認められているんですよ。だから、それに沿って粛々とやったらいい訳ですよ。それで、財政がどうかこうとかいう問題じゃないですよ。確かに借金を抱えることになりますよ。だけど、それは法的には当然のことなんです。受益者負担の原則からしたら。将来世代に負担を求める、だから起債が認められている。赤字補填のための起債は認められていませんよ。そのところはどうかですか。町長部局、見解は。それで、財政が悪化するという判断をするんですか。役場庁舎建てる、新公民館を建てる、それで起債すると。借金を抱えるから確かに財政健全化判断比率の将来負担比率は悪化しますよ。それをもって直ちに問題だという認識をするんですか。まず、そのところから町長部局の答弁を求めます。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）今後、町として取り組む事業につきましては、実施計画を定めて、事業の方を選定しております。そうして、その事業に取り組む中で、直近の収支見直しを作成し、この事業に取り組むことで町債残高がどの程度増え、その後の毎年の公債費がどの程度増えていくのか、それが収支に合うものかどうか、そういったものを見極めながら、実施計画の方を定めておりますので、給食の導入につきましては、慎重な検討が必要なものと考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）慎重な検討を要するのはいいですけども、例えば保護者アンケートをやって、このニーズが非常に高いと、仮に教育委員会がデリバリーじゃなくて、海田町が調理して提供する方式でないと、例えば保護者の理解が得られないと判断して、まずそこが前提な訳ですよ。町長部局からどっちがいいとかどっちでやれとかいうことはできないという制度になってますよね。どうなんですか。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）学校給食については、先ほどの繰り返し答弁になりますが、地教行法において、事務についての管理及び執行は教育委員会の職務権限とされておりますので、まずは職務権限を教育委員会において現在検討なされたところがございますので、今後の検討状況等踏まえて教育委員会と十分に連携を図っていく必要があると考えており

ます。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）ということですから、まず教育委員会が町が調理して提供する方式だと財源が厳しいとかいうことを考える前に、どっちが保護者にとって望ましいのかという検討をすべきじゃないですか。その上でこちらと協議する、そういうことでないと金が掛かるから町で調理して出すのはやめますと、デリバリーも過去やめたとかで、いろんな経緯があるし、申し込み者も少ないと、他の市町のアンケートを取ったら思ったより少なかったと。だから、どうしようと悩んでいますと。そのアンケートさえ、今、住吉議員のあれでは来年じゃなくて再来年やりますと、先送りじゃないですか。教育長、そういう判断にはリスクが伴いますよ。伴うけども、きちっといろんなデータを分析してどっちがいいのかという判断をすべきなんですよ、まず先に。財政がどうだこうだといって、町長部局のこと、余計なことを考えなくてやるべきなんですよ。それをやり出したらどっちつかずになって話が進まなくなりますよ。デリバリーを、他市町をかけて、どういう結果が出たんですか。デリバリーについて思ったほどの率が出なかったというけども、思ってた率とどういう結果になったか説明してください。他市町の結果。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）デリバリーにつきましては、尾道市に実際に調査にまいりました。尾道市の今回導入した申し込みの想定は50パーセントということでしたが、実際は20.5パーセントということになっておりました。また、熊野町においては想定申し込みを60パーセントとしており、実際の申し込み率は34.6パーセントという結果でございました。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）それって、先の9月議会である大手紙が調べて分かっていることですよ。尾道20パーセント、熊野34パーセント、デリバリーの申し込み率が。低い。それだけ保護者はデリバリーを評価していないんですよ。評価していないものを導入してどうするんですか。

近隣の市町、府中町、自校調理方式、坂町、給食センター方式、確かに熊野町は今言われたようにデリバリーですけども、34パーセント。約3人に1人の子しか持ってないと。評価していないんです。いろんな観点から調査検討したら分かる話でしょう。

前田議員も食べ残しが多いだとか、異物混入しているだとか、そういう事例があるから学校給食どうなんかという疑問を提示されていますけれども、どういう状況でそうい

う状況になっているか、これ、私、調べたところ、圧倒的にデリバリーだからそういうことになってる。だから、そういういろんなことを総合的に判断して、やるという姿勢でやるべきじゃないですか。もう結論出ちゃって、デリバリーでやるかやらんかみたいな話で、ぐじゅぐじゅ時間ばかり時間が過ぎてしまっていて、今の財政、将来負担比率で言いますと、現在、28年度決算で約マイナス19パーセント、マイナスですよ。ということは、どういうことかということ、海田町の広い意味での借金、今の町債発行した起債の海田町が負担しなきゃいけない部分ですよ。国が負担する部分は除いて、海田町が負担する部分であるだとか、あるいは債務負担行為だとか、職員の退職給与引当金だとか、将来海田町が負担しなきゃいけない借金部分から貯金部分、財政調整基金だとか、いろんな貸付金だとか、そういう部分を引いた実質的な借金、これがマイナスだということなんです。将来負担比率の分母は標準財政規模ですから、それちょっと調整した額だけでも、50億のマイナス19パーセントということは、逆に貯金が10億近く9億5,000万か10億か、それくらいあるということですよ。違いますか。

○議長（桑原） 財政課長。

○財政課長（吉本） 将来負担比率の算定式については、今、議員ご指摘のとおりで、現状の海田町においては将来負担比率にはマイナスが立っているという状況でございます。

○議長（桑原） 下岡議員。

○7番（下岡） その金額は計算したらすぐ分かるじゃないですか。マイナス19で、分母が50億なんだから。10億5,000万のプラスですよ。貯金過多。その状況から住吉議員も質問されましたけども、今、庁舎だとか海田公民館、仮に45億としたときに、全部これ海田町の負担だけじゃないでしょう。県の補助金だとか、国のいろんな補助金であるとか、あるいは公債費の補填だとかいうことが、仮に15億あるとしたら、45億だけでも、海田町の負担、多分約30億ぐらい、計算上ですよ。実際どうなるか、まだこれからの話ですけど。30億ですから、分母50億に対して60パーセント、60パーセント悪化すると。こういう計算になると思います。60パーセントだけでも、今マイナス19パーセントだから、計算上、将来負担比率がこの二つの要素だけ加味したときには、将来負担比率41パーセントですよ。違います。

○議長（桑原） 財政課長。

○財政課長（吉本） 単純試算で言えば、今、議員の御試算のとおりでございますが、実質的には基金残高であるとか公債算入率等もろもろ勘案しますので、一律そういった答え

になるとは限らないと考えております。

○議長（桑原） 下岡議員。

○7番（下岡） そら、そうですよ。これからどうなるか、例えば海田町も毎年二、三億の決算の黒字を出している訳ですから、そこまでは行きませんよ。行かないけども、その二つの要素だけを考えて、そういう前提だとそうなるということを言っている訳ですから。仮に、5億、調理室、建設にかけるとしたら、10パーセント更にそれが悪化して51パーセントになる。その将来負担比率で見るときに、40パーセントが良くて50パーセントが駄目なのかという議論ですよ、これは。財源の問題からしたら。40パーセントが良くて50パーセントが駄目なんです。その根拠ってありますか。根拠があるのかないのか。

○議長（桑原） 企画部長。

○企画部長（鶴岡） 将来負担比率で施策の実施を検討するというよりかは、先ほど申しましたように、収支見通しを作成し、複数年で収支の動向を見ながら、計画を策定していくということが重要でございます。現在、議論に出ております庁舎と公民館以外にも海田町においてはいろいろな事業を予定しておりますその収支見通しの中で、数億円の給食室を建てるような、黒字というようなものは見込まれておりませんので、その辺も十分に考慮すべきものと考えております。

○議長（桑原） 下岡議員。

○7番（下岡） そら、そうですよ。ものを建設して、庁舎建設して、費用対効果だとかプラス生む訳ないじゃないですか。町民の利便性向上のためにやる訳でしょう。今の庁舎移転からしたら立ち退かにやいかんから立ち退くだけの話でですね。財政問題がどうだろうとやらにやいかんことじゃないですか。公民館も費用対効果じゃなくて、耐震性だと老朽化してるとか不便だから建て替えましょうということになって、やっとなる訳でですね。

ちなみに、将来負担比率で言いますと、広島県のこのデータが出ていますけども、広島市に至っては222パーセント、28年度決算で。呉市91パーセント。府中町、財政力指数が県下でも有数な優秀なところだけれども、将来負担比率、府中町96パーセント。ちゃんと借金して事業、やることをやってるんですよ。これだけが指標じゃないけども、財政的に苦しいとか厳しいとかという状況じゃ、今現在はないじゃないですか。確かに海田町とか、ほかでも坂町なんかも将来負担比率マイナス、貯金の方が多いという状況。いろんな状況差がある訳ですよ。

だから、一律どうかこうとか言えないけども、財政が厳しいとかどうか言っているけども、それは完全なそんたく。おたくらが勝手にそう思って言わないだけでしょ。いいですか。ちゃんと保護者の意向を踏まえて、何が望ましいことなのか検討して、それを町長部局へぶつけるんですよ。そこから議論がスタートすると。総合教育会議に回るんなら図って、いろいろ意見、調整、協議の場だそうですから、教育委員会の各委員さんが出席しているところで、そういう議論やったらいいじゃないですか。一律に財政で足切りしてしまって、町が調理して出すのは諦めますと、あれって、本来行政のあるべき姿と違うでしょう。行政、本来、副町長もよく言われている住民福祉の向上、これが行政の一番最大の目的でしょう。

そうであるなら、この学校給食について保護者意向をまずしっかり踏まえて、デリバリーやったらどの程度申し込みしますかというアンケートを取りますと言っているけども、それだけじゃなくて、自校かあるいは給食センターか親子か知りませんが、町が調理して出す方式とデリバリーと、どちらがいいかと聞いたら、ほとんど町が調理して出すという回答が出てくるに決まっているじゃないですか。今の低いデリバリーの申し込み率からして。なぜ、そこをはねるんか、そこが分からないと言っているんですよ。財政の問題はその次でしょう。

財政が厳しいからできないと言って、教育長が諦めてしまったら、議論はそこで終わりですよ。そういうことで、ちゃんと調整する場も総合教育会議である訳ですから、まず望ましい方式は何なのかということを経済委員会が出さないと、議論は一步も進まない。そういう覚悟でやるつもりがあるのかないのか。もう簡単じゃないですか。デリバリーやったら、前回失敗しとるのにまた何でやるんだと。反発がいっぱい出ますよ。私も反発しますよ。失敗しとるのにまた同じ失敗するんかと。どうなんですか。もう一度、そのところはきちっと考え方をまとめてやると。今の企画部長あたりの答弁を聞いてると、なかなか難解ですよ、これ、突破しよう思うたら。だけど、ちゃんと具体的な裏付けデータを作って、デリバリーじゃ駄目だと、自校調理でやりますと、教育長が言い切ったらこっちだって、結論はどう出るか別にしてでも、そういう方向で検討することになると思いますよ。そのところはどうなんですか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（石川）質問項目につきましては、再度精査するとして、中学校給食の導入に対する保護者の意向調査を行い、導入の適用を検討したいというふうに考えております。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（田坂）教育委員会がこの給食については、所掌事務として持っているんだから、そこに責任を持って対応せよというご指摘であると受け止めております。間違いなくそのとおりでございますから、この7、8月と調査をした上で導入の経費だけではなくて、經常経費等も他市町から十分聴き取りをした上で、教育委員会としては現在の状況を見ると、新たな施設整備を行って給食を導入するということは極めて困難だというふうに今思いまして、教育委員会としては行おうとすればデリバリーではないかという結論に達しているところでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）これ以上言ってもあれだから、ちょっとそれ疑問がある。また今後、何回かやりますから。

次に、学校選択制について総合教育会議で検討するというところで、執行部、町長部局から教育委員の方々の意向をきちんと精査しますということですから、一つだけあえて言わせていただくと、今、私が学校選択制について問題だと思っているのは、国が、文科省が、保護者等の意向を踏まえて、この学校選択制について、導入について検討するように求めてきているのに、海田町ではそういうことがされていない。

前回、さっきの訂正答弁にあったように、町長はこれまで事務を適正に行ってきたと言っているけども、9月定例会が終わった後、どういう具体的な検討をしたのか、情報公開条例で情報開示を求めたんです。何も出てこなかったです。具体的に検討したのか。何も残ってないで、何を検討したのかという話で、検討していないんじゃないんですか。過去のことを言ってもしょうがないから、だから、総合教育会議の場で、どういうことなのかちゃんとやってくださいよ。教育委員の意見を求めたら、教育委員会がそんな話をしとるとかしとらんとかいう話が出るから、そこでどういう検討がされたかというのは想像がつかますけれども。

もう1点は、今、海田町では小中一貫教育を推進してますと。だから、そのためには一つの小学校の卒業生が全員が一つの中学校に行くと、これが基本方針な訳です。それでいいのかと、本当に。周りの市町は全部学校選択を認めているだけで、がちがちに岩盤規制を固めて、一切そういう自由の選択権を保護者に与えない。問題じゃないですか。海田町の今の生徒数のアンバランスだとかいろんな問題がこれから想起される中で、そういう点を含めて、この小中一貫教育のために一つの小学校から全員が一つの中学校

に行くべきだと、これについての議論、主に二つの点をしっかりと総合教育会議の場で意見調整をしていただきたい。それについてどうなんですか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）総合教育会議におきましては、町長と教育委員会がその相互の連携を図りながら、連携して効率的に今、海田町の教育行政を推進するために、海田町の教育の課題であるとか、目指すべき姿を共有するために開催するものでございます。総合教育会議が今年度どのようなテーマを取り上げるかどうかというのは、まだ決定をしておりませんが、そういう個別の制度の導入をどうこうするとかというのではなくて、海田町としての課題の解決の中で、それらの項目が話題に出るようなことがあれば、そういったことも意見を協議しながら、海田町の教育行政のあり方について意見交換の方をしていきたいと考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）ちょっと、それって、趣旨が違うんじゃないんですか。9月議会でも私はその今の2点について、町長どう考えるの、学校設置者、町長じゃないかと、海田町だけれども、最高執行責任者は町長ですから、町長はどう考えるんですかという中で、別に私が総合教育会議でもんでくれとか言った訳ではない。町長自らがそれは総合教育会議の場で検討しますと、答弁したことなんですよ。それなら、ちゃんとそういったことを検討すべきじゃないですか。それが教育委員会だと言うんなら、教育委員会にやるべきですよ、おたくら。情報開示を求めても、教育長は前回の答弁で、その方向性というのは前体制、中村教育長の方で決めたことだと言っているけれども、じゃ、どう検討してどう決めたのか、検討した内容を情報開示せえと言ったら、ありませんと。出てきたのは過去5年間、県教委が毎年学校選択制について聴き取り調査をしてる。市町の教育委員会に対して、実施状況を。それに対して海田町は学校選択制導入してません、ここ5年間ずっと回答している。これしかありませんと。出てきたじゃないですか。

検討しているんですか、本当に。前体制が決めたことだとか何だとか言っているけれども。何の証拠も、非常に重要な問題ですよ、学校選択制。文科省が言って、県教委は毎年その実施状況を聴き取り調査している。それだけの位置付けにあることなんですよ。それを検討した事実すら何ら示せない、そういう中で9月議会ではそういう決定は前体制、中村教育長体制の下で決めたんだと言っている。確かに田坂教育長は、ここ2年ですけれども、それ以前から幹部の人っておるじゃないですか。どういう議論があったか

なかったか分かっているでしょう。何もないんですよ。これ、やってないと見なすしかない。何か答弁ありますか。私はやってないと断定しますよ。今の学校選択制について。何もエビデンスが出てこないんだから、検討した内容が。検討した内容があるのに出さなかったということは、これ、情報公開条例の違反ですよ。その方式に基づいて情報開示請求した訳ですから。そのところはどうなんですか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（田坂）学校選択制については、平成で言いますと、スタートで言うと、14年ぐらいから議論が始まりまして、平成17年ということですから、もう12年ぐらい前の話になります。その折から、実情に応じて導入を促進するというのは国の方針であります。それについては各市町がそれぞれの市町の関係や条件やそういったものを勘案した上で方針を決めていると思います。ですので、海田町においてももちろん情報公開請求を頂きまして、その当時のものをめくって見ましたが、特段にありませんから、おっしゃる意味であれば、検討をしたということはないかと思えますけど、検討してないということであれば、それはそういう町の状況を勘案して必要なかったという判断をしたものと考えてございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）それって、ちょっと問題じゃないですか。ほかの周りの市町は全部やるんですよ。広島とか呉とか、大きな市町は全部、学校選択制を。近隣では坂町、熊野町、学校選択制を導入している。府中町、東広島はさすがに学校選択制は導入してないけれども、通学区域弾力化ということで、ちゃんと検討をしている。府中町のホームページを見たら、どういう検討をやったか、10名の委員によってやってる訳ですよ。それを海田町は平然とやってませんと。そればかりか、田坂教育長は小中一貫教育システム、そのためには一つの小学校から全員が一つの中学校に行くべきだと。わけの分からん方針を打ち出している。時代の流れ、文科省の指導からしたら全く逆方向に行っている。9月議会の繰り返しになりますけれども、それ以上、言わないけども、そういった議論を学校設置者である町長部局はきちっとやってほしい。教育委員さんのいろんな意見が出ると思う。その意見を踏まえながら、どうあるのがふさわしいのか、海田町としてですよ。この文科省も言っているように学校選択制については、学校設置者である市町村の判断であると、するかせんかは。ということで、今の答弁だと、何やったか、やったかやらんかもはっきりしてませんみたいな答弁で、それでいいんですか、こんな大事な

問題を。再度、その総合教育会議に臨む姿勢を。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（胡家）議員から教育上の課題について、様々な貴重な御意見を頂きました。1点、学校設置者は地方公共団体である海田町でございます。その点は申し添えさせていただきます。それぞれの課題について共通するのは、海田町の学校教育が様々な状況にある児童生徒にとってより良いものになるよう、そういった課題をいかに克服していくか、そこにあるんだろうというふうに思います。もとより、学校その他の教育機関の設置管理に係る事務の執行につきましては、法律上、教育委員会が有するものということになっておりますけれども、教育委員会と課題認識を共有いたしまして、連携して解決を図っていただけるように、総合教育会議の場で協議、調整をしてみたいというふうに思います。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）次に、不登校問題。不登校が27年度で県下ナンバーワン、最悪、5.2パーセント、28年度更に悪化して5.38パーセント、全然良くなる兆しがないじゃないですか。何をやっているんですか。その中で今言ったように、小学校3年生の保護者からは1年生、2年生のときは学校に行きよったけども、3年生になって先生とトラブルがあって行かんようになったと、教育委員会に相談して、その保護者の言われるのは、転校させてくれと、先生とトラブルになったから、ほかのところへ。教育委員会はどう言ったんですか。その保護者が言われることを、だから、正しいかどうか分からないけれども、命に関わることじゃないから転校は認められんと。そう言ったと保護者は言っておられるんです。どういうことなんかいって説明せえといっても、何も答弁ないから。

そういうことだとか、今の民生児童委員、地域の協力を得ると、そら、確かにそうですよ。だけど、その姿勢が問題だと言っているんですよ。民生児童委員さんの受け取り方というのは、問題をこちらへ転嫁してきたというふうに受け止めている訳ですよ。そういう姿勢で問題は解決しますか、不登校の。文科省なんかは不登校問題は全国に多いから喫緊の課題で、どの子にでも起こり得ることだから、教育委員会がしっかり中心になって問題解決に当たれと言っているのに、そういう姿勢でやっているから、県下最悪の状態を脱しきれないで、また更に悪化している。平成29年度、どうなっているか知りませんけれども。

一件一件丁寧にやりますみたいな答弁するけれども、実際にやっていることというの

は全然なっていないじゃないですか。そんな姿勢でやって改善する訳ないでしょう。これも、総合教育会議、2月の、私の一般質問で町長が不登校問題を総合教育会議でやっているから、今年度中にやるということですから、来年3月までにやるということで期待して聞いてます。

次に、織田幹雄事業についてでございます。要は、私も今の新公民館の2階にやることは少なくとも第一歩としては、織田幹雄さんの足跡であるとか、こういう方が海田町出身であるというPRするということがいいけども、最低限のことであって、果たして十分なのか。海田町も今、魅力づくり推進課を作って、海田町にいかにも人の流れを呼び込もうかという検討をされている訳ですよ。ここにも書いたように、海田町最大のブランドは織田幹雄さんだと。ここに立地性が問題だと言っているのは、海田公民館というのは、町民の方が生涯学習、いろんな講座で来られる。ほとんどリピーターですよ。地域活動の拠点、これにしたって、いろんな地域活動をされている方が来られる。町民の特定の方が何回か来られる。その方たちが来られる場に、織田幹雄さんのそういう展示室をやったって、何回か見られるでしょう。けども、それだけで終わりですよ。町外の人に織田幹雄さんをPRしていくためにはそこでいいのかと、この議論をやっぱり必要なんだと思いますよ。この夏に教育委員会主催で織田幹雄記念館について、委員会があって、私も今の公民館整備の委員長として出ましたけど、いろんな異論が出ましたよ。それだけじゃ、不十分だと。中には、厳しい意見というのは織田幹雄記念館と名を打つならそれにふさわしいものにすべきだという意見も出ました。不十分だということです。本当に、それこそ町長のお得意の費用対効果としてどうなのかと。それ、考えたときには、今の加藤会館だとか保健センターだとか、おそらく新庁舎に移転するんでしょうけども、そこが空きになると思うんですよ。使い道ないところだったら、財政健全化の視点からしたら、当然遊休資産として売っ払うべきですよ。それを売っ払ったときに、大体、どれくらいの売り上げになるか、路線価か何かからちょっと計算したら、ちゃんと分かると思うんですけども、それはどうなんですか。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（山崎）あくまで路線価からの試算ということでお聞きいただきたいと思うんですけども、役場庁舎の方がおおむね路線価から試算しますと、2億円程度。加藤会館のところで4,000万ぐらい。保健センターで9,000万、海田公民館で2億4,000万程度という試算結果が出ております。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）ということですから、これは役場庁舎に織田幹雄記念館を持ってくるのはちょっと大き過ぎるから、さっきの加藤会館を売っ払ったら4,000万ぐらいだという話ですから、仮に、それがいいかどうか別にして、加藤会館に織田幹雄記念館を持ってきて、いろんな資料をそこへ集めて、広くPRする。こういう構想を考えてもいいんじゃないかということなんです。四つの拠点全部売っ払わないで一つぐらい残して、残して町の施設として活用するんなら一番町外に対して海田町を売り込むための施設としては織田幹雄は適切じゃないかと、織田幹雄記念事業。幸いなことに今の基金だって、4,400万弱あるから、これを織田幹雄記念会館、公民館の一室に間借りするような形じゃなくて、やるから、ちょっとそれを使いたいと言ったら、織田さんの御子息だって嫌とは言わんでしょ。それぐらいの発想で考えたらどうかという提案なんです。やらんと言われりゃ、それまでですけど、どうなんですか。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（山崎）町長答弁にもございましたが、跡地の利用についてはまだ町全体のまちづくり、全体の中で検討する中で、検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）最後に、今の建設部が計画している総合公園第2期整備計画、これで一番最初に建設産業にあったのは多目的広場だというようなあれで、建設産業委員の中からいろんな異論が出て、もっとちゃんとしたものを造れという異論が出て、今回、補正予算できちっと整備計画を立てるといことが出ている訳ですけども、今言ったようなちゃんとした競技場として、例えば織田幹雄さんの名前を付けるのがいいかどうか、それはまた別の議論になるかもしれませんが、仮にそうだとするなら、今、織田幹雄ポールについても、まだ方針が決まってないから、方針決まってどこかに持っていくと言われたら、もうおしまいでしょう。だから、生誕の地である海田町にこの記念ポールをくれと言って、もろうてきて、今のアスリート、競技場に現在建設部長が熱心に取り組んでおられるその施設に持ってきたらどうかということを行っている訳ですよ。それにふさわしい、ちゃんとした施設を競技場を造ったらどうかと言っています。それはどうなんですか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）ご質問の織田ポールにつきましては、町長答弁にもございましたが、

日本スポーツ振興センターにおかれましても、まだ処遇を決定していないという事情がございますので、そちらの方の情報を注視しながら、今後招致という部分ではなくて情報を注視してまいりたいというふうに考えております。

○6番（兼山）下岡議員。

○7番（下岡）情報を注視するという意味は、譲り渡す意向がある場合には手を挙げる意向があるという前提で注視していくというふうに捉えてよろしいですか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）譲り受ける意向というのも、まだ町の中では検討してございませんので、情報を注視したいという意味で発言したものでございます。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）先ほど、加藤会館の方を織田記念館としてはどうかというような提案に対して、企画課長の方が役場庁舎、旧公民館周辺の公民館の跡地利用とともに検討というふうな答弁をいたしましたけれども、織田幹雄記念館につきましては、議員の皆様にも特別委員会を設置していただきまして、一定の方向が出ておりますので、その方向で進めていきたいと考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）それで、織田幹雄記念館の事業構想についてはもう終わり、後は何もしないと、こういう見解なんですか。どうなんですか、そこは。それ以降も、引き続き、町民のいろんなスポーツ関係者だとか意向がある訳ですよ。中には銅像を造ったらどうかとか、織田幹雄さんが走っておるところの何とかそういう事業をやったらどうか、いろんな提案があるんだけど、企画部長もそれに出ているから知っていると思うけども、いろんな提案がなされている。そういうものは無視してここで一件落着、織田幹雄記念事業についてはあれで終わりと、こういうことなんですか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（田坂）織田幹雄記念館の建設場所について、海田公民館の2階ということで決定していただいているというふうに受け止めております。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）それはそれで意味があるからそれでやったらいいと。庁舎移転した後は、土地やら建物が空くから、例えば加藤会館もいつ建てたんか知らないけれども、町長お得意の改修して使えるんだったら使えばいいじゃないですか。織田幹雄記念館として。

そういう検討なんかする余地はないのかと聞いているんですよ。どうなんですか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）現時点において、海田町の中で織田幹雄記念館の方向性については、特別委員会の方で議論をしていただき、一定の方向が出ておりますので、町としてはその方向に向けて取り組んでいくというところでございます。

○7番（下岡）終わります。

○議長（桑原）本日の議事日程は終了する見込みはございません。したがって、会議規則第23条の規定により、これにて延会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会とすることと決めます。

なお、明日も午前9時から本会議を開催いたしますので、御参集ください。本日は御苦労様でした。

午後4時42分 延会